

平成30年総務常任委員会概要記録

(会期中)

○会議日時 平成30年3月1日(木) 午前9時30分～午後4時57分

○場 所 議会特別会議室

委員の出欠状況 (出席=○ 欠席=×)					
職	出欠	氏名	職	出欠	氏名
委員長	○	石田陽一	副委員長	○	磯辺香代
委員	○	出口芳伸	委員	○	大島昌弘
〃	○	松本賢一	〃	○	村尾光子
			出席 6人 欠席 0人		

説明のために出席した者			
職	氏名	職	氏名
総合政策部長	長 勲	総務部長	山中庄一
市民生活部長	手塚俊英	会計管理者	柏崎義之
総合政策課長	谷田貝明夫	市民協働推進課長	関久雄
総務人事課長	清水光則	財政課長	梅山孝之
契約検査課長	直井満	税務課長	野口範雄
安全安心課長	山中利明	市民課長	所光子
環境課長	福田充男	行政委員会事務局長	上野和憲

事務局			
職	氏名	職	氏名
事務局長	星野登	議事課長	五月女治

○議員傍聴者 中村議員

○一般傍聴者 0名

1. 開会

2. あいさつ 石田委員長

3. 概要録署名委員 村尾委員

4. 事件

(1) 付託事件審査について

議案第1号 平成29年度下野市一般会計補正予算（第6号）【所管関係部分】

質疑・意見

[歳出]

2款1項6目 財産管理費

- 村尾委員：庁舎等施設管理事業の中で光熱水費が当初予算に比べ1,700万円減となっており、大変結構なことであると思うが、主な要因は何か。
- 総務人事課長：照明や空調機器のランニングコストを抑える努力をしたためにコストが下げられた。こまめに電気の節減を行ったことによる。また、庁舎が2年目であり、はっきりとした使用が見積もられていない状態でもあったので、当初予算も若干緩くなっていたということが言えるかと思う。
- 大島委員：公用車管理事業は、市有バス運行管理委託料がマイナス200万円となっているが、バスの年間の稼働率や運行状況を伺う。
- 総務人事課長：バスについては、民間業者に運転管理業務を委託しているが、落札額が昨年527万5,800円であった。当初予算よりは安くなったため、今回補正で減額した。運行状況についてであるが、平成28年度は272回、平成29年は先月末現在で235回と、若干減っている状況となっている。
- 大島委員：市有バスが減っているという状況の中で、市民に対して、各種団体等に、ある一定の基準のもとに貸し出しをしているということをもう少し周知して稼働率を上げたほうがよろしいのではないかと思うのだが、その辺を30年度はお願いしたいと思う。
- 石田委員長：これはバス2台ということによいか。
- 総務人事課長：市有バス2台で運行している。また、運行回数が減った場合、最後の精算ということで、委託費も下げている。

12款1項2目 利子

- 村尾委員：市債利子償還費が4,500万円の減となっているが、これは借り入れた時の利率が変わっていたということなのか。
- 財政課長：当初、新たに借り入れの利率設定を1%と見込んでいたが、実際には0.18%から0.28%と、かなり低く借り入れが実行できたことによる。
- 村尾委員：それでは、これは元金償還にかかる利子ではなく、新たに起債した分の利子ということか。
- 財政課長：元金については、今回87万円の増となっているが、これは利率の見直し、20年借り入れのものを10年に見直した際に利率が下がったことにより、

元利均等償—利子が下がった分、元金がふえたため増額となっている。利子が下がったということもあるので、利子の償還金が減額する一つの要因としてはその部分も含まれている。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第2号 平成29年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

質疑・意見

なし

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第3号 平成29年度下野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

質疑・意見

〔歳出〕

4款1項1目 保険料還付金

○出口委員：24万2,000円が追加されているが、内容について説明願う。

●市民課長：これについては、現年度ではなく過年度、28年度に国の関係で、賦課誤りがあった関係での還付金となる。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第7号 平成30年度一般会計予算【所管関係部分】

質疑・意見

〔歳入〕

13款1項1目 分担金

○村尾委員：所管する項目は何になるのか。

●財政課長：昨年度、都市農村交流施設の施設整備分担金として計上したものが廃目となっている。今回全額減となり計上がないので総務常任委員会の該当する支出項目はゼロになる。

1款2項1目 固定資産税

○出口委員：増額で見込んでいるようだが、空き家と空き家以外で滞納の傾向に

違いは見られるのか。

- 税務課長：居住しているかそうでないかということでの滞納に関する調査は行っていないため、データがない。
- 出口委員：特に特定空家の状況について調査していただければと要望したいが、まだ特定空家は調査中ということなので、空き家かどうかは分かりますよね。それも分からないのですか。
- 税務課長：人が住んでいるのか、住んでいないのかということは住民登録などで確認できると思うが、それが滞納と結びついているか紐づけはしていないので、数字が出ていないという形になる。
- 出口委員：それに関して、滞納率に何らかの関連性があるかどうか、今後の空家対策にも関係してくるので、調べられるのであれば調べていただきたい。
- 総務部長：滞納整理については、今非常に力を入れて繰り越しをさせないということをやっている。大規模な施設については特に重点的にやっている。個々の空き家等についてはやっていないが、滞納状況での把握は常々やっていくので、その中で把握できるものがあればやっていきたいと思う。

15款 3項 1目 総務費国庫委託金

- 大島委員：中長期在留者住居地届出等事務委託金について、対象者は何名となるのか。
- 市民課長：外国人の登録事務に関するものであり、2月1日現在、外国人が634人いらっしゃるのので、それらの方の届出事務の委託金となる。
- 大島委員：634人のうち、3カ月以上いる方は国保に加入できると聞いているが、国保加入者は何名いらっしゃるのか。
- 市民課長：29年8月1日現在のデータであるが、外国人625人のうち、115世帯、被保険者133人となっている。一番多いタイで被保険者25人、中国で25人、大韓民国で12人という状況であった。
- 石田委員長：滞納等の状況は。
- 市民課長：5人前後と把握している。

16款 3項 1目 総務費県委託金

- 村尾委員：在外選挙人名簿登録事務委託金であるが、これは外国に住んでいる有権者になると思うが、何人くらいいるのか。また、そういった情報は市民課から得られるのか。
- 行政委員会事務局長：本日、3月1日付で、朝8時30分から選挙管理委員会を開いて今回、30名の方が外国に住んでいる。その情報は市民課を通じてこちらに来ている。領事館に登録されている方ということになり、アメリカやヨーロッパが多い。アメリカ1国でも領事館は多いのだが、全部こちらで把握してい

る。

- 村尾委員：統計調査費委託金の中に住宅・土地統計調査委託金があるが、30年度は29年度に比べ一桁多い。今回の調査内容を伺う。
- 総合政策課長：5年ごとの調査となり、昨年度よりもふえている。
- 村尾委員：29年度も36万円計上されているが、調査内容の概要を伺いたい。
- 総合政策課長：昨年度はことし実施するための準備段階の事業であり、内容については、住宅等の調査を行うことで住宅施策に生かしていくことを目的に、おおむね2千戸を抽出し調査を行うものである。
- 出口委員：抽出はどのような方法か。
- 総合政策課長：無作為抽出になる。

17款2項1目 不動産売払収入

- 出口委員：市有地売払収入の場所、物件について伺う。
- 総務人事課長：場所については、下古山1-3-3の市有地である。第1種住専地域の185.13平方メートルの土地を売ることが目的としている。
- 出口委員：現在はどのような状況になっている土地か。
- 総務人事課長：現在何もない、更地となっている。

21款2項1目 市預金利子

- 出口委員：前年度よりも減っているが、運用に回しているということなのか、単純に金利が低くなっているということなのか。
- 会計管理者：預金利子が低金利状態から脱しきれていないという大きな前提がある。また、普通預金と定期預金に分けているが、29年度の実績等を鑑み、元となる預金額に利率を勘案して算出した。
- 出口委員：昨年度の決算のように、預金額を少し落として運用に積極的に回していくという形ではないということですね。定期から普通預金への移行も含めて。
- 会計管理者：ここに計上しているものは運用に関わるものではない。歳計現金を保管していく上で、普通預金・定期預金でいかに効率よく保管していくかということでの利子となっているので、ここから運用に結び付けていくという収入ではない。
- 出口委員：それは知っている。一昨年話になってしまったと思うが、低金利で置いておくよりは運用したほうが良いということで運用益が伸びた。そういうことで、ことしもそういった傾向があるのかどうか。
- 会計管理者：定期預金と普通預金の利率の差であるが、普通預金の利率が0.0001%である。定期預金で0.02%が出れば良いところかなと考えている。組み換えについても、その時点での歳計現金の保管状況により定期に積むほう

がいいのか普通預金で運用しておくべきなのか判断して運用しているところであり、これをすべて定期にして運用していくという形になると、あくまでも歳計現金であるため、支出の際に不足が生じることとなるので、その支出の状況を勘案して普通預金と定期預金のバランスを見ながら預金に努めているところである。

- 出口委員：基本的には動かしていないということは、低金利ということ念頭に置いているというだけの話でよいか。
- 会計管理者：あくまでも歳計現金なので、その時々に応じ支出に充てなければならない現金である。これを保管していく上で、定期預金については3億円単位、5億円単位という形でこまめに積んでいるところである。普通預金についても月平均15億円程度を運用しているということである。
- 村尾委員：歳計現金で保管している額について伺っているのは、少なくとも1千万円台、多くて10億円くらい。そういうふうに理解してよいか。
- 会計管理者：歳入・歳出の状況により大きく変動しているところであるが、10億円単位になるときもあれば1千万円単位になるときもある。普通預金になるが。
- 村尾委員：私は普通預金で保管しているものだと思っていたが、定期にするともあると伺った。その期間はどのくらいになるのか。
- 会計管理者：基本的に6カ月と考えている。

21款4項3目 雑入

- 村尾委員：郵便切手類等販売収入と郵便切手類等販売手数料の違いを伺う。
- 総務人事課長：郵便切手類等販売収入については、仁良川郵便局が市に切手を販売したものの収入であり、郵便切手類等販売手数料は、切手類を販売したものの約10%が手数料として日本郵便から入ってくる収入である。
- 村尾委員：販売収入は下野市が仁良川郵便局から切手を買ったときのもの、市が運営しているから市に入ると、市が切手を買ったものが市の収入になる、支出は別にしているということによいか。
- 総務人事課長：市は切手を、仁良川郵便局を通じて買っているもので、その買った収入が仁良川からまた入ってくるという形である。

21款4項3目 雑入

- 出口委員：40ページのその他雑入について、ほかの雑入に比べて大きいので、例えばどんなものがあるのか。
- 総務部長：各所管にまたがっているコピー代等、いろいろ窓口で発行したりする積み重ねということでご理解いただきたい。
- 財政課長：こちらについては諸収入で、39ページからご覧のとおりかなりの件

数を上げている。それぞれ主なものについて上げているわけであるが、その他庁内全課のものをここに一括してまとめさせたというもので、全部個別に書くページ数が増えるため、このようなまとめ方とさせてもらっている。

- 総合政策課長：各所管で計上したものをまとめたものであるので、総合政策課で言えば、市長交際費の利息分として1,000円計上している。そういったものがまとまったものである。
- 市民課長：市民課の管轄では、昨年10月から出生・婚姻において記念証を発行しているが、その時のフレーム代ということで希望者に対して1つ500円で販売している形になっており、それも雑入に入ってきている。
- 総務人事課長：総務課では、庁舎内にある自動販売機の電気代等が収入として入ってくるためこれが164,000円ある。
- 石田委員長：電気量が収入になるのか。
- 総務人事課長：自動販売機が1階・2階・3階に置いてあるが、メーターを別にして、かかった金額を収入としてこちらに入れてもらうこととなっている。市がまとめて払うので、その電気料についてメーターに出た分を各ベンダーからいただいている形である。

- 大島委員：39ページの雑入について、栃木県市町村振興協会市町村交付金が400万円というものの基準は。どうゆう点が基準で400万円なのか伺う。
- 財政課長：栃木県市町村振興協会市町村会から宝くじの売り上げを原資として各市町村に交付されるものである。こちらについては昨年同様400万円の予算計上となっているわけであるが、こちらの積算方法としては、過去の実績等を踏まえて、今年度は昨年同様の額としている。なお、29年度の歳入であるが、678万円となっている。
- 出口委員：今の関連で、用途は決められていないのか。
- 財政課長：事業については、環境対策あるいは高齢者対策とメニューがあり、ある程度決められている。その中で、29年度については、当初予算では、太陽光発電、電算システムに充てていたが、実際には高齢福祉課の安否確認システム貸与事業あるいは、配食サービス事業等に充当しているところである。

22款 1項 1目 総務債

- 磯辺副委員長：合併特例事業債について、旧庁舎周辺施設整備事業という指定があったが、合併特例債全体のことで伺ってもいいか。平成30年度の場合は予算ベースかと思うが、これまでの発行額の合計と残りの額を教えてください。
- 財政課長：合併特例債の残額については、今回の3月補正、880万円の減額をもって、42億2,050万円となる。今回、21億9,000万円の予算を計上しているの

でそれを差し引くと、残は、20億3,050万円となる。発行累計額については、29年度までで、185億7,950万円、執行率にして、81.49%となる。

○石田委員長：残はいくらであったか。

●財政課長：29年度3月補正をもって、残が、42億2,050万円である。30年度が21億9,000万円、これを差し引くと、20億3,050万円である。

○出口委員：今回の公金詐取事件の被告から、平成30年度に請求額の一部または全部の弁済があった場合に、歳入科目は何になるのか。

●総務部長：雑入の賠償金ということでご説明することになると思う。

○出口委員：当然現在は計上していないと。

●総務部長：委員ご指摘のとおりまだ賠償請求を行っていないため、今後の進捗状況により議会に説明することとなると思う。

[歳出]

一般職給与費

○出口委員：28年度と29年度決算の総務常任委員会の審査の中で、時間外勤務手当の増加についての質問をさせていただいたが、きょうは決算書類を持ち合わせていないが、被告が詐取していなかった場合、実際の時間外勤務手当の額はいくらになるのか。今すぐには出ないと思うが、減ると思うので、28年度と29年度についてどのくらい減るのか。

●総務人事課長：28年度、29年度については、管理職になっているため残業代は出していない。

○出口委員：他人名義を使って、そこからも出していないと。関係ないということではよろしいか。

●総務人事課長：主幹というポジションであるため、残業代が出ないポジションとなる。なりすましをしようにも手当が出ないというポジションであった。

○出口委員：一部報道にあった時間外の水増しというのは、その前の出る状態の時ということか。

●総務人事課長：時間外手当を総務人事課で不正をしたと思われる時期は、25年から27年の副主幹の時期である。

○出口委員：その頃から時間外手当が多いと代表監査員からの指摘があったかと思うが、年度全体の時間外手当の額に対しては微々たるものか。

●総務人事課長：平成25年度が決算額で、残業の時間外手当が6,000万円ほど、26年度が8,700万円、27年度が9,500万円ということになるので、被告が残業したのが、現在まだ計算できていない状況であるが、おそらく200万円程度にな

るかと思われるので、8,000万円の内の200万円という率になってくるかと思う。

- 出口委員：実際に残業したのではなく、水増しした部分。
- 総務部長：副主幹の時期は、25・26・27年度の3か年で、28・29年度は主幹であったので水増しをできる状態ではなかったということでご理解いただきたい。25年度は、現在電子データ上で見つけたものとしては、30万円弱だったと思う。26・27年度でその残り、後半で少しずつ増えていたので、26年度が100万円ちょっと、27年度が200万円に近かったと思う。手元に資料がないが、トータルで400数十万円だったと思う。このような状況で現在調べており、最終的には昨日議決いただいた訴訟に持っていき、民事でしっかりと押さえていきたいと思っている。

- 村尾委員：202ページの給与費明細書に一般職総括というものがある。職員数を見ると前年より2名増えることとなっているが、この度、職員定員管理計画を見直して目標値を上げたが、その結果はここに加味されているのか。退職者と採用者を差し引いた額がきっと職員数になるかと思うが、これは新しい計画にのっとなることになるのか、旧計画のままの数字か。
- 総務人事課長：定員適正化計画と連動しているかというご質問と思うが、直接は、定員適正化計画の数字とこの数字は結び付いてはいない。予算上、2名増になっているが、一般職で5名増、技能職で1名減、再任用で2名減ということであり、トータル予算上では2名増となっているが、定員適正化計画と直接結びついた数字とはなっていない。
- 総務部長：当初の計画を中間で見直したということで、一般職員の事務職を増やしていくという方向性は委員ご指摘のとおりであるが、数字的には完全に合致しているかということ、職員採用の状況とか民間との競合や思ったより目的どおり技術職を取れなかったこと等があり、今のところやっと2名増やすことができたという状況である。
- 村尾委員：承知した。プランと実態とは離れているところがあるということでも分かった。先ほどの総務人事課の不祥事件に関して、職員体制としては、1人の人が長年、数年給与計算システムに携わるのではなく、4人で交代するような話であったが、職員配置というところでは変わるのか。例えば会計のほうでも大変業務が増えるような説明があったが、職員配置計画については今回の事件に対応した配置計画となっているのか伺いたい。
- 総務部長：各部局新たな業務がある。スマートインターや産業団地造成があって新たな準備室やチームをつくらなければいけないということで、各部局に増員の要求がある。そういう要求に全て答えられるかということと答えられないというのが実情である。今回の反省事項の中で管理職のマネジメント、人の使

い方働き方というのが重要かと思っている。部長や課長が率先して仕事の中身を理解しながら、無駄なく仕事をやりながら人は増やしていきたい。両方を含めながらやっていくしかないと考えている。これから民間の採用の関係と来年も採用時期に入るが、多くの優秀な素質のある方を採用していきたいということと、中にいる職員が資質を上げていくための方策もやっていくということが重要であると思っている。

○村尾委員：それで、総務人事課と会計課の人は変わるのか。配置数が増えるのかということであるが。

●総務部長：まだ人事の関係は、過渡期であり人が増えるとか増えないとか申し上げる状況ではなく、結果新聞等に公表されるので、そこでご理解いただきたい。現状を維持しつつ充実できるところに持っていくということで、今の会計課と総務人事課をどうするかということは、まだ不明である。

1 款 1 項 1 目 一般管理費

○出口委員：管理監督者研修はどこからやるのか。課長からか、主幹からか。

●総務人事課長：管理監督者研修は主幹以上が対象となる。

1 款 1 項 1 目 議会費

○村尾委員：負担金について、栃木県南 6 市議会議長会研修と、その下に栃木県央 6 市議会議長会研修とあるが、例年こうであったか。

●議事課長：県南 6 市はこれまでも行っている。県央 6 市については、昨年から計上している。宇都宮市を中心として、さくら市まで入っている。

○村尾委員：それは全国市議会議長会フォーラムが宇都宮で開催されることと関連することであるのか。

●議事課長：それについては、特段関連性はない。

1 款 1 項 1 目 一般管理費

○出口委員：顧問弁護士報酬、顧問料48万円が計上されている。訴訟ということになると通常よりも相談が多くなると思うが、これで足りるのか。また、今年度についても、既に予算がオーバーしているのではないかと思うが、今年度は大丈夫であるのか。それとも別枠として何かの名目で費用を払うのか、どのような形になるのかを答弁願う。

●総務人事課長：顧問弁護士料については、4万円×12か月で48万円ということになるが、これは通常の相談料ということになる。今回の事件のような訴訟事件が起こった際には、51ページに訴訟事務顧問弁護士委託料313,000円を計上しており、通常はこの中から訴訟に関する費用を出すことになる。ただし、これでも足りない場合には、補正していただくということになるかと思う。

- 出口委員：今年度は大丈夫なのか。もうオーバーしているのか。
- 総務人事課長：今回、仮差押え等もしていただいているが、顧問弁護士から顧問弁護士料の中でやっていただけるという回答をいただいている。

1 款 1 項 1 目 一般管理費

- 大島委員：委託料の中のストレスチェック業務について、これは全職員対象であるのか。また委託先はどこであるのか。
- 総務人事課長：労働安全衛生法の改正により、平成28年度より500人以上の事業所については実施義務となっている。対象者は、正職員のほか臨時職員も含まれている。委託先は栃木県保健衛生事業団である。
- 大島委員：了解した。

1 款 1 項 1 目 一般管理費

- 出口委員：職場リーダー研修と管理監督者研修の違いと対象者について伺う。
- 総務人事課長：職場リーダー研修は、人事評価をうまくいやっていくための、リーダー職員の指導のための研修である。また、管理監督者研修は、主幹以上の管理職を対象とする、一般的な能力向上のための研修である。
- 出口委員：職場リーダー研修の対象は。全員か。
- 総務人事課長：評価者と被評価者が対象であるので、全員ということになる。
- 総務部長：補足させていただく。職場リーダー研修については年2回実施するが、人事評価における評価者、課長のほか基礎評価者ということでグループリーダーも対象となる。業務改善研修については、被評価者—評価される者に対する研修ということで、全員が対象となる。管理監督者研修については、課長などマネジメントをしなければならぬ管理職の研修ということである。
- 出口委員：少し整理させていただきたい。職場リーダー研修と業務改善研修とで対象者が変わってくると思うが、その点について再度説明願う。
- 総務部長：人事評価において、部長は第2次評価者、課長は第1次評価者ということで、各課の部下職員の評価をしている。4月に設定した目標に対する達成率について年度末に評価をするものであるが、評価をする際に個人個人でばらつきがあってはならないことから、職員を公平に評価するための基準をしっかりと学ぶための研修がリーダー研修である。業務改善研修は評価される者に対する研修であるが、目標設定のあり方—あまりにも軽い目標であっては困るので、多少負荷のかかった目標を設定するための研修である。そして目標をしっかりと進捗できるかどうかの手法、やり方についての研修となる。また、能力評価というものがあり、接遇や企画力など個人が持っている能力を発揮するための一例例えばクレーム対応について、市民にしっかりと説明

できたかなど—そういった目標設定について改善研修の中で教えていく。新採用職員もおり、また毎年やっていかないと曖昧になってしまうので研修をやるということである。

1款1項1目 一般管理費

- 村尾委員：クレーム対応力向上研修について、受講対象と講師を伺う。
- 総務人事課長：今回新規で予算計上した研修である。職員は電話や面会時に様々な要望やクレーム等を受けることがあり、これらに的確に対応するため、職員の資質向上を図ることを目的に実施するものである。主査・主事クラスの職員約150人を対象に、講師は外部講師を委託することを予定している。

- 村尾委員：別なところに多分出てくると思うが、昨年はいろいろなトラブルが発生したので、防犯カメラをつけるということであった。差し支えなければ、どのようなトラブルが起こったのか報告願う。
- 総務人事課長：昨年2月、保健福祉部門の窓口で暴れた方がおり、窓口カウンターの仕切り等が壊されるという事件が発生している。
- 総務部長：生活保護費受給者が、他町から本市へ転入してきた際にその引継ぎが良くないということでの職員に対するクレームと、併せて物を毀損したということであり警察も入った。新聞にも出たと思う。

- 出口委員：今の件で、損害賠償請求はされたのか。
- 総務部長：相手は生活保護費受給者であったため、本来は損害賠償請求をしたかったが、かなわなかったという状況である。

- 磯辺副委員長：ただいまの仕切りを壊した方については力任せに暴れるというタイプの方だと思うが、最近では一見理詰めが無理難題をおっしゃる方もふえているかと思う。このクレーム対応力向上研修というのは、実力行使をされる方をどのように抑えるかということではなく、いかにその方の話を聞きとり、いかに組織で対応していくか—一人で対応するとその職員がつぶれてしまうので、いかに組織で対応していくかという趣旨で行われるのか。市としての方針、方向性を伺う。
- 総務部長：力ではなくて、電話などで、理詰めが無理難題を言って、暴力的な発言をされることに対して、以前から隔年で研修を行っていた。しかしながら、近年は特に、電話とか窓口もそうであるが、長時間にわたるクレームを受けることがふえている。特に若い職員が電話を受けてしまった場合などは、30分や1時間は平気でこちらの都合には関係なく攻めてくるということがあり、組織的に対応するべきだと考えている。先ほど委員からもあったように、近年の

状況を見ると、一ストレスチェックの結果では、若い職員などは精神的に随分まいってしまう傾向があったので、これに対応できるだけの力を早く、自分一人だけで抱えないような、気持ちをしっかりと持たせるということも含めて、この研修を初めて入れさせていただいた。こういう目的を持ちながら、委員ご指摘のように、組織で対応していかないといけないと考えている。ただし、全ての方がクレーマーではないので、市民の方であるので、きちんと話を聞いてどのように対応するのかということも含めて研修していく必要がある。ただそれ以上、過度な要求があった場合にどのようにすればいいか、職員がその辺をしっかりと持っていないと、適切な、公平公正な業務ができないと考えているので、それを踏まえながら。ことしから始めた研修であるので、研修を充実させていく必要があると考えている。

○磯辺副委員長：クレームと一括りにしていいかはわからないが、例えば鹿沼市では清掃業務の関係で、一どういう相手かはわからないが、職員が行方不明のまま遺体も発見されないような状態になったことがあったので、相手を見てではあるが、とにかく甘い態度をとってその場をやり過ぎしても、それに付け込んできてしまうということもあるし、身の危険を感じる場合もあるかと思う。実際に暴れる方ではなくとも、また違ったトラブルに巻き込まれてしまうというようなこともあるので、窓口でどのように対応するのかわけではなく、深い闇に繋がることもあるかと思うので、そういった面も含めてしっかりと研修していただきたいと思う。下野市は今までやらなかったことが不思議なくらいであるので。もちろん市民の方は大事にしなくてはならない存在であるし、市役所は親切にするとところであると思うが、巻き込まれなくてもいい問題に巻き込まれることがないようにしっかりやっていただきたいと思う。よろしく願いしたい。

○出口委員：今のやり取りを聞いていると、クレームイコール悪みたいな形ができてしまっているが、民間企業ではクレームも逆に参考に業務に活かしていくという場合もあるので。今の副委員長の事例だと、暴力とか事件とかの類になってきてしまっているんで、それはそれで対応しなくてはいけないが。暴力とか業務妨害に繋がるような、そういうクレームには毅然と対応していかなくてはならないが、それは若手職員には無理な部分もあると思うので、管理職が指導してあげたらいいかと思う。

— 暫時休憩 —

2 款 1 項 6 目 財産管理費

○村尾委員：庁舎内防犯カメラを6台増設することだが、モニターはどこで

行うのか。

- 総務人事課長：カメラについては、1階に6台増設する。北半分に3台、南半分に3台を想定している。モニターについては管理室に新たな機器を置き、監視するということになると思う。
- 村尾委員：それは機械的な監視であって、常時そのモニターをチェックしているというわけではないのか。
- 総務人事課長：管理人室には管理人が常駐している。映されてはいるが、ずっとそこばかり見ているわけではないので、とりあえずは16分割の画面で切り替わり映像が流れているという状況になる。
- 大島委員：公用車管理事業における自動車購入費で813万9,000円計上しているが、公用車を見ると大変古いものから新しい、ハイブリッド車まであるのだが、自動車を更新するとき優先的に入れる車などの基準はあるのか。
- 総務人事課長：公用車については、今年度、公用車更新計画を立てており、総数126台のうち消防関係などを除く88台を対象としている。更新の条件は、経過年数15年かつ10万キロメートル以上を対象とし、年間約5台分ずつ更新していくという計画になっている。
- 大島委員：更新計画に基づき5台更新ということであるが、今、どの自動車メーカーも安全安心な、誤動作防止や歩行者などを感知するセンサーがついていたりする。公用車は安ければいいというわけではなくて、専決処分での事故などもあるので、私はある程度コストがふえても安全安心装備の公用車を入れるべきだと思うが、どうか。
- 総務人事課長：安全安心の装備も十分に配慮していきたい。それとともに、今普通車がかなり多いので、これをハイブリッド車や軽自動車にかえて効率的な運用を図ることも考えている。また、ドライブレコーダー等の導入もあわせて考えていきたい。
- 出口委員：同事業の保険料については、共済組合のようなものには加入していると思うが、そこから全額支払われているということだった。今回の専決処分の報告ではかなりの数に上っているが、そういったものは全額出ていると。それとは別に、賠償金が計上されているが、念のためという意味なのか。それとも別の目的で計上しているのか。
- 総務人事課長：賠償金100万円については、全国市有物件災害共済会の保険に加入しているが、ここから保険金が歳入として振り込まれると歳入として受け、それが入るまでの間、市から歳出として賠償の相手方に振り込むという形をとっている。
- 出口委員：最近職員の交通事故が多いと思うが、通常一般の方の任意保険では事故を起こすと等級が上がる。これだけ事故が多いと保険料に反映されないのか。上がるのか。

- 総務人事課長：事故が多くなったから、少なかったからということで保険料の金額が変わることはない。
- 出口委員：職員の過失による事故があった場合、市が保険を使って一方的に支払っているようだが、職員への損害賠償請求はしないのか。あるいは、職員が業務のためにそういった保険に入っているのか。
- 総務部長：ドアがぶつかった件は、強風が急に吹いてそうってしまったという事情がある。過失があったかどうかについては、あくまでも公務上行ってきた業務の中で、相手方に対して公共物—公用車等が与えてしまったものとして行うので、これを職員に対して求償するということは考えていない。あくまでも、全国市有物件災害共済会に入ることにより、与えてしまった被害に対して市が責任をもって対応するという考え方である。
- 出口委員：こういった交通事故の場合、一方的にゼロ対百というものもあるとは思いますが、市が悪くてお金を支払っているというふうに見えてしまう、過失割合が一切載っていないので。相手方が5割方悪いといった、そういうような事案も報告の中にはあるのか。
- 総務人事課長：共済会のほうで過失割合を決め、それに応じた金額が市に払い込まれる。
- 出口委員：必ずしも市が100%悪いというものだけではないということですね。今後、考えられることとして、職員の過失で事故を起こすということもあり得るわけで、その場合の対応としてはどのようなことが考えられるのか。
- 総務人事課長：通常業務において違法行為や不法行為がなければ、市の職員に責任があるものとして負担を本人に求めない方向になるものと思う。
- 出口委員：今回、何件かの事故の中で人身事故は含まれているのか。
- 総務人事課長：人身事故はここ数年起こっていない。知る限りではほぼ対物、対車関係になるので、対人はない。

2款1項6目 財産管理費

- 村尾委員：旧庁舎周辺施設整備事業について、石橋庁舎を現地調査したが、ここでいう「旧庁舎周辺」という言葉と、次の石橋駅周辺公共用地利活用事業の「石橋駅周辺」は、範囲が異なるのか。
- 総合政策課長：石橋駅周辺公共用地利活用事業は、旧庁舎周辺施設整備事業における石橋庁舎の解体工事に伴い、その跡地利用について測量や基本計画の策定を行うものである。石橋庁舎跡地のほか、石橋病院跡地も含む事業となる。
- 村尾委員：解体に関する事業は「旧庁舎周辺」というけれども、これからの跡地利用に関しては名称を変えて「石橋駅周辺」という。大変紛らわしいですね。石橋公民館も改修はしたものの老朽化が進んでいるかと思うが、そこも含めて考えるということではないのか。

- 総合政策課長：石橋公民館については、今回のこの事業により石橋総合病院の跡地利用の中で、一般質問でも複合施設ということで答弁されたが、そういった施設ができれば、石橋公民館のその後を検討することになるかと思う。
- 村尾委員：そうすると石橋公民館の用地は石橋駅周辺公共用地利活用事業には含めないということになるのか。
- 総合政策課長：現在の中では、石橋庁舎跡地と石橋総合病院跡地の計画になる。
- 村尾委員：石橋公民館を含めないということは理解したが、現在でも「旧庁舎周辺」と「石橋駅周辺」を使い分けているのはなぜか。
- 総合政策部長：庁舎周辺施設整備事業では石橋庁舎を解体することに特化している。石橋駅周辺公共用地利活用事業は、現在都市再構築プランを策定しているが、その中で石橋庁舎跡地と総合病院跡地をどのような一複合施設を前提としているが一整備をしていくかということで、基本計画の策定業務を主体にやっぺいこうということである。ただし、公共施設マネジメント推進委員会の中ではこの二つの用地とあわせて、将来市有地として空く石橋公民館の跡地も含めて将来的なことは考えて、引き続き検討していくということである。
- 村尾委員：このネーミングからすれば、本当に駅の、シャッター通りともいえそうな商店街近くも含めての駅周辺というふうに理解されがちだと思われるが、実は4号線から西側のところである。なんとなく石橋駅周辺というイメージからちょっと遠いような気もするのだが、なぜ石橋駅周辺なのか。都市再構築計画を立てることの条件としてそのようなネーミングが必要だったのか。
- 総合政策部長：現在都市計画課で策定している立地適正化計画に基づいて利活用事業も推進していくことになるのだが、立地適正化計画の中で3駅の周辺というのは概ね駅から1キロメートル圏内を規定している。そういったことから、駅周辺という用語を使っている。
- 村尾委員：考え方は分かりました。利活用検討座談会を開くということだが、誰を対象に座談会を開いていくのか。
- 総合政策課長：座談会は近隣の自治会の代表の方など、地元の方を対象としている。
- 村尾委員：石橋公民館を利用している方は入らないのか。
- 総合政策課長：今後の検討になるかと思うが、複合施設についての関係団体とどうか、そういった方も対象に入ってくるかと思う。

2款1項7目 企画費

- 村尾委員：地方創生推進事業にイベント司会業務があるが、企画費としてとっているイベントは何か。
- 総合政策課長：事業については、庁内すべての課のイベントの際の司会業とい

うことで、総合政策課で予算をもち、各課から要望があれば委託するというものである。

- 村尾委員：派遣回数などの算定はどうなっているのか。委託先は結局1カ所になるわけですね。
- 総合政策課長：委託先については、博報サービスを予定している。予算算出根拠については、1回当たり5万円ということで、15回分を見込んでいます。
- 大島委員：地方創生推進事業は新しい人の流れを生み出し、交流人口・関係人口をふやし移住者もふやすということであるが、移住促進セミナーを開催するに当たり何人くらいの希望者を集め、将来移住したいという人を何人くらいと目標にしているのか。
- 総合政策課長：セミナーの参加者については、ことしも3月10日に市単独で開催するのだが、20名くらい来てくれればいいとは思っているのだが、人数については多ければ多いほうがいいと考えている。
- 大島委員：移住者が多いのは長野県や山梨県、栃木県では栃木市が多いが、移住したい人が、移住して何がやりたいのか、先進事例でこういった例があるとか、下野市に住めばこういうメリットがあるとか、田舎付き合いがしたい人は田舎付き合いがこういうふうにできるよとか、そういった東京にはない新しい魅力を発信できる点を強調して移住セミナーに臨めばある程度来ていただけるのではないかと私は思う。受給自足をしたい方は、周辺部で空き家等があるのでそれをリフォームして貸し出すということも考えているようなので、そういったところで住んでいただける方や、医療に不安を抱いている方は医師数が日本一なので、そういった方に住んでいただくなど、さまざまなパターンを用意して提案型で移住セミナーをやったほうがいいのではないかとと思うのだが、その辺の企画はどうなっているのか。
- 総合政策課長：移住定住をふやす方策としては、市でつくっている総合計画や総合戦略を各課が着実に実施して、周りの方から見ていい市だ、いいまちだと思われるようなまちづくりをしていくことが肝心であり、その下野市の魅力を市外、特に東京の方にアピールできるような取り組みを総合政策課では行っている。セミナーの開催内容は、今回については下野市の方を会場に招き、下野市の魅力を発表してもらおうとか、そういったことを行い、市の魅力を伝えていければと思っている。
- 大島委員：市の魅力を市民の方がアピールするということは、住んでいる方の意見なので実感が伴っているのでもいいとは思いますが、他市町の例では無料で、お試しで、少ない所は1週間、多い所で半年間、無償で住空間を提供している自治体がある。やはりお試し期間がないと、来てやっぱりだめだったと、帰られた方が誤発信されると、よくない印象が広がるので、来ていただくお試し期間を用意して住んでいただくというのが空家等を活用した中で考えられると思

うので、今後検討していただきたい。

- 出口委員：移住セミナーには講師謝礼が計上されているが、講師は複数ということなのか。
- 総合政策課長：複数である。5千円の方が10回、3万円の方が3回と積算している。

2款1項6目 財産管理費

- 出口委員：庁舎周辺施設整備事業では国分寺庁舎解体実施設計が953万6,000円計上されている。昨年の例では、石橋中学校の改修工事の実施設計の概算の見積額が出ていたと思う。国分寺庁舎解体工事費の概算の見積もりは分かるのか。
- 総務人事課長：国分寺庁舎解体工事については、概算見積はまだ行っていない。
- 出口委員：確認だが、石橋庁舎の周辺解体は、あの辺を全部解体することによいか。
- 総務人事課長：石橋庁舎のほか児童館等も含める。
- 磯辺副委員長：石橋駅周辺公共用地利活用事業は、30年度に基本計画策定とのことだが、合併特例債を使おうと思うと31から32年度になると思う。合併特例債との関係を伺う。
- 総合政策課長：石橋庁舎跡地については、30年度に基本計画を策定し、31年度に実施設計と工事着手まで行いたいと考えている。これについては、できれば合併特例債の活用を考えている。石橋総合病院跡地については、都市再生整備事業という交付金を活用したいと考えており、これについては、平成32年以降の期間になるので、その期間に設計と工事に入りたいと思っている。
- 磯辺副委員長：これは起債ではなく交付金ですよ。自治医大駅東口のバリアフリーと同じもの。先ほど、立地適正化計画の中で位置づけていくと、いわゆる都市機能をここに集中させて、というようなことで、そういったところからも融資的なものを二重に受けるということはないのか。
- 総合政策課長：立地適正化計画を策定していると交付金の補助率が上がる。

2款1項7目 企画費

- 磯辺副委員長：地方創生推進事業について、一葵さやかさんがもう一度コミックを作成するとのことであったが、その予算はいくらくらいなのか。
- 総合政策課長：コミックについては、委託料の中の東の飛鳥PR業務441万8,000円の予算になる。
- 磯辺副委員長：この間のサクラノチカイはもっとかかったが、これはどういう形ででき上がってくるのか。
- 総合政策課長：今回は社会科読本ということで、冊子にしたものの作成を考え

- ている。1万部作成の予算であり、執筆料込みの金額を計上している。
- 磯辺副委員長：配布するのか、売するのか。
 - 総合政策課長：市内小学生に配布し、下野市の偉人を知ってもらうことで下野市をいつまでも愛してもらえることを目的としてつくるものである。
 - 磯辺副委員長：何とかネットなどに載せて、話題になるように工夫、きっかけづくりを。たぶん、小学生に配っただけではそれほどの効果はない、ネットに載る方法、あるいはマスコミに載る方法を考えていただければと思う。新聞には取材してもらおうとは思いますが。
 - 総合政策課長：PRについても検討させていただきたい。
 - 磯辺副委員長：地域おこし協力隊事業については、2人採用するというものを伺った。どこに所属し、どのような仕事をして補助金がどこに支払われるのか、どのような事業なのか具体的に伺う。
 - 総合政策課長：想定では、観光協会においてアニメを活用したPR業務、また、古民家カフェを運営するシモツケクリエイティブ、そういったところにまず業務を行っていただくということになるが、先日下野新聞に載った栃木市では、協力隊の方が地域の魅力発信ということでそばの食べくらべのイベントを開催している。そういうことで、市内在住で私たちが気づかないところ、市の新たな魅力を発見していただき、それを地域おこしに繋げていただきたい、といった取り組みなどを想定している。
 - 磯辺副委員長：観光協会に所属していただくということでよろしいか。もう一つは、シモツケクリエイティブとはどのような関係になるのか。雇用の関係ではないと思うが。また、補助金はどこに行くのか。
 - 総合政策課長：所属は総合政策課になる。主な活動場所が観光協会とシモツケクリエイティブということになる。
 - 磯辺副委員長：補助金は協力隊の活動に対し払うものなのか。
 - 総合政策課長：隊員の方が住宅を借りて住むので、それに対する住宅の補助や活動費の補助を隊員の方に支払うものである。
 - 磯辺副委員長：活動の補助ということは、車の維持費とか、そういったものになるのか。
 - 総合政策課長：報酬は、16万6,000円を個人に払うようになる。車については、使用料として計上しており、市のほうでレンタカーを借り、その方に貸与する。補助金については先ほど申し上げたように家賃補助や活動補助となる。
 - 磯辺副委員長：シモツケクリエイティブとの関係がどういうことなのかということである。古民家カフェをシモツケクリエイティブに運営していただくことになっている。そこに市が人を送り込むということになると、本来ならばシモツケクリエイティブが雇ってしなければならない仕事をこの地域おこし協力隊が変わることにならないのかと思うのだが。

- 総合政策部長：観光協会やシモツケクリエイティブについては、活動の拠点の場として提供いただくということである。古民家カフェについても、現在の夜明け前の西側に事務所を改修してつくるので、そこを活動の場として提供するということである。あくまでもシモツケクリエイティブの社員ということではない。
- 磯辺副委員長：おそらくその場に協力隊の方が行くと、混然一体となって、ここからここまではやりません、ではなく、協力したほうが活動はうまくいくであろうし、その辺のところは非常に難しいかなと思う。協力隊の方にとってもシモツケクリエイティブの方と一緒に動いたほうがプラスになることも多いだろうと想像する。ただ、その時にシモツケクリエイティブの経営の状況と市が出している人の動き方が、誰がこの人にお金を出しているのかということが、ごちゃ混ぜになってしまう。利益をどこが得るかということ深く考えてしまうと難しいことになる。シモツケクリエイティブに人を市が一人出してあげるのかなと邪推をしたが、その辺のところは、お互いに踏まえて、できるだけシナジー効果が生まれるように。やることが下野市にとってもプラスにはなるという認識ではある。何が言いたいかはお分かりになっていただけたらと思うが、お互いに甘えずに、しかし相乗効果を出すように指導していただきたい。
- 村尾委員：地域おこし協力隊については、募集セミナーを開催することになっている。委託料で190万円。また、講師謝礼も同じ事業についての予算化と思うが、どういう募集セミナーを開催するのか。
- 総合政策課長：募集セミナーについては、地方に来て働きたいという意欲をもっている方のリストを持っている業者に委託をし、まず、そういった人たちを集めていただく。委託費はそのためのものである。報償費は、セミナーにおいて下野市のよさをアピールしていただく、そういったことを下野市の方に出してもらいアピールしていただくためのものである。
- 村尾委員：これは1回で希望者が募れるという目論見なのか。
- 総合政策課長：2回の予算を考えている。
- 村尾委員：附属資料では、協力隊員の方は地域ブランドや地場産品等の地域資源を活用した地域おこし活動を実施、とある。新たなブランド品や地域資源を開発するということよりも、すでにあるものを活用していくという、そういう地域おこし活動ということではどうか。既存のものを活用するという。
- 総合政策課長：活動については、あくまでもその方にいろいろな発想を持って取り組んでもらいたいと思う。あまり市のほうから、こうなさいというものもその方にとってはつまらないと思う。もっと自由な発想で、私はこういうことをしたいとか、それは市とのやり取りの中でできていくものだと思う。あまり市のほうから、この仕事をと、与えるのも多少は必要かもしれないが、あまり

縛ってしまうと自由な発想が生まれないので、その人の発想を促すというか、そういったことで取り組んでいきたいと思う。

- 出口委員：協力隊の任期は1年になるか。
- 総合政策課長：任期は1年で、3年まで更新が可能ということである。
- 出口委員：附属資料にはその方の定住を図る、とある。これだけ意欲的にやってもらって定住までという、3年はいくらかもらえるとして、その後就職しなければ住めないですよ。そういうお世話みたいなことまで考えないと無責任というか、呼ぶだけ呼んでおいて定住しろと。あるいは、シモツケクリエイティブに就職とか、いろいろ考えられるかもしれないのだが、その人の後のお世話については、ある程度配慮されるのか。
- 総合政策課長：市のほうでも、3年後のその方の活動についても検討、面倒見ることになるかと思うので、その辺については今後検討して、その方が下野市に定住したいということになるように考えていきたい。
- 出口委員：下野市・上三川町・壬生町合同婚活プロジェクトでの負担金162万円が計上されている。上三川町と壬生町の負担金はいくらなのか。
- 総合政策課長：1市2町、同額である。
- 出口委員：合計500万円近い数字になってくるが、三十数組カップルが成立したとかアピールされていたが、これは婚活プロジェクトであって、別に合コンのプロジェクトではない。何組が結婚されたのかと質疑した委員もいたかと思うが、ある程度は把握する必要があると思う。3市町あわせて500万円近い額を出しているわけなので。かほく市を視察した際には、ある程度の数字を把握していた。今後は、このプロジェクトの際に協力していただける方に対しアンケートや報告をしてもらうようなことを望みたいが、どうか。
- 総合政策部長：前年度の第3回からカップルが成立した男性の方には、アンケートの中でその後の経過について報告いただけるかどうか確認をしている。ただし、現実的には現在のところ交際のその後についての報告は1件もない。今後はそのあたりも考慮して、結婚に至った方には、1市2町から何らかの特典なり、制度紹介などもしていければと考えている。5月に1市2町の会議があるので、その中で提案させていただきたいと考えている。
- 磯辺副委員長：地域おこし協力隊に戻るが、説明を読むと都市地域から過疎地域等、条件不利地域に住民票を移し、と書いてある。下野市が過疎地域や条件不利地域に当たるのかなと思ったのだが、これは総務省の事業で、特別交付税で財政支援があると書いてあるが、これに当てはまるのか。後で大変だということにはならないのか。もう内諾を得ているのか。
- 総合政策課長：都市地域から条件不利地域に、ということはあるが、下野市については、3大都市圏の方が下野市に移住してくる場合には対象となる。
- 総合政策部長：地域おこし協力隊の要項については、申請制度ではないので、

予算に地域おこし協力隊を計上して、協力隊を雇い入れた時点で特別交付税の対象になるというものである。

2款1項11目 情報管理費

- 大島委員：附属資料20ページのコミュニティFM整備事業の中にパーソナリティ募集ということで、人件費が472万8,000円上がっているが、パーソナリティを募集するにあたってはその方の資格・年齢等の細目は分かっているのか。
- 総合政策課長：附属資料のパーソナリティ募集については、市で行うものではない。FM局を運営する事業者が募集を行い進めるものである。ここに載せたのは、こういった業務も30年度から行っていくということであるが、市のほうでも協力し、連携して進めたいと思っている。事業に要する人件費については、総合政策課所管の事業に対して、職員がどれだけ関わっているのかを表した数字であり、パーソナリティの人件費とは異なる。

2款1項12目 市内公共交通推進費

- 磯辺副委員長：先ほども説明があったが、65ページのユニバーサルデザインタクシー整備について、県のほうでも事業化されているので、県から下野市へ、県は県で行うということであるのか。分かりました。ユニバーサルデザインタクシーというのは、車椅子ごと持ち上げて入れるようなワンボックスの車を想像すればよろしいのか。もう一度お願いする。
- 安全安心課長：議員がおっしゃった予算の内訳の関係であるが、東京オリンピックが近づくということで、急きょユニバーサルデザイン車の応募が多くなったということであり、今まで国庫補助だったのが、1台当たり330万円のところ、60万円の国庫補助でやっていたのが、タクシー業界からの申請が多くなったので、国では、県のほうで30万円協調して付けてくれたところを優先して出す、ということに急に話になったため、県のほうでも市町村と協調してということで、国が60万円、県が30万円、市町が30万円の補助をつけて業者が購入するという形になっている。あと一つ、車椅子が乗り降りできるような形のワンボックスカーの車になっている。
- 磯辺副委員長：市内のタクシー業者がワンボックスカーを購入したいと言った時は、330万円の車を購入した場合、合計120万円の補助金が得られるといったことでいいのか。
- 安全安心課長：お見込みのとおりである。
- 村尾委員：同じところであるが、現在市内のタクシー業者でユニバーサルデザインのタクシーを保有しているのか。保有しているのであれば何台くらい運行されているのか伺う。

- 安全安心課長：現在ユニバーサルデザインのタクシーを使用している会社はないと思うが、29年度の追加募集で、市内の1業者が2台、国のほうに申請している状況である。
- 磯辺副委員長：29年度に1業者が2台申請しているとおっしゃったが、この業者は30年度に申請したほうが得なのではないのか。
- 安全安心課長：ある程度県のタクシー業界のほうで割り振りをして、今年度中のほうが国庫補助60万円を2台ということで、確率的に補助が適用される可能性があるということ動いているかと思う。

2款1項14目 自治振興費

- 村尾委員：先ほど庁舎1階に防犯カメラを設置するということであったが、2階に消費者センターがあるので相談を受けているということで、ややもすると怖い人も来ることがある分野と思うが、その安全対策の意味での防犯等の設置はなされているのか、検討されているのか、全然検討されていないのか伺う。
- 市民生活部長：確かに相談の内容等は込み入ったこともある。防犯カメラを検討したかどうかということを見ると、検討していないが、安全安心課に警察から出向されている職員がおるので、連携を図りながら安全を確保しているという状況である。
- 村尾委員：県警からの派遣職員がいるというのは分かるが、相談室と執務室は少し離れているので、いざという時にぱっと駆けつけられる体制がとれるのか。相談員はたぶん1人なので、2人いれば助けを呼ぶことはできるが。
- 安全安心課長：相談内容で、ちょっと困った内容であるような時には、随時相談員さんが安全安心課に来て、こういう案件でこういう事例であるがということであった場合に、消費者のリーダーの職員等や場合によっては県警の出向職員等に相談して対応する形をとっている。
- 磯辺副委員長：67ページの自治振興事業に、報償費のコミュニティセンター東方館管理委託謝礼とあるが、何故ここだけ管理委託謝礼の扱いになっているのか。
- 市民協働推進課長：そちらの報償費については、直営館の東方館という館があるが、その鍵の管理を隣にある佐藤電機さんをお願いして鍵の貸出をしている。その謝礼ということで、報償費として計上している。
- 村尾委員：69ページ国際交流事業で国際交流員の報酬が出ているが、その下に

退任時記念品という計上がある。現在の国際交流員は任期が終わり交代するのかと推測できるが、次期の交流員は実際に見つかっているのか。

●市民協働推進課長：委員がおっしゃられたとおり、ことしの8月で今いるマシアスさんの契約期間が切れる形になる。その後については、この制度がJETプログラムという国の制度を利用しておりそちらに派遣の申請をしているところであるが、現段階ではまだ決まっていない。

○村尾委員：ちなみに現在の国際交流員が継続してやりたいという可能性、意向というものはあるのか。

●市民協働推進課長：現在いるマシアスさんに確認はしている。本人も日本に長いので、ドイツのほうでそろそろ就職活動をしたいということで、本人の意思確認はしている。

○出口委員：71ページ防犯対策事業の中に空家等対策協議会委員があるが、空家対策に関しては現在は防犯対策という位置付けか、それともほかの部署でやられているのか。

●安全安心課長：空家対策関係については議員がおっしゃっている71ページの防犯対策事業でやっているが、現在空家バンク関係については都市計画課のほうに今後なるのかと考えている。

○出口委員：予算書があるので、今年度は途中で方向性で変わる可能性もあるが防犯対策としての位置付けということだと、どなたかの一般質問に新聞に見出しに網付きで、下野市空家バンクを検討と。個人的な話になるが、栃木市では協議しながら売買等が成立してばんばんやっている。小山市も先ほど大島議員の話で、空家を使ったお試しの一 逆に恥ずかしいと思う、検討は。推進してほしい。防犯対策事業ではない形としてもっと積極的に進めてもらいたいと毎年言っているが、来年度は別の所管にしていきたい。要望も含めて。答えをお願いします。

●市民生活部長：今年度に空家対策計画を策定し、その中で利活用の関係は都市計画課で、危険家屋除却といった防犯上の関係の部分は安全安心課のほうで担当ということで今進めている。こちらに安全安心課に予算付けしているものはこちらの部分で、空家対策協議会、特定空家等の認定するとかいう部分の予算付けをこちらでしているというような状況でご理解いただければと思う。

○出口委員：部長がおっしゃるようにここに残すことも必要である、防犯対策として。利活用のほうはどんどん隣接の市町村は進んでいるので、埋没という効果しかない。ぜひとも進めて行っていただきたいという要望である。

○村尾委員：71ページの自治振興費の最後、委託料で、防犯灯LED化事業が、毎年少しずつやられているが、全体的に見てこれまでLED化が進んだのが

どのくらいで、後どのくらい残っているのかお示しいただきたい。

- 安全安心課長：現在電気料で受けているのが3,900で、委託のほうは現在3,300で、27年の12月から始まって、毎年50ぐらいやっているの、後400から500ぐらあるかと思うが、詳細については分からない状況である。委託については3,300で、毎年50ずつぐらLED化の設置をしている状況である。
- 村尾委員：最初に電気料で入ってくるのが3,900というのは、市が電気料を払っているのが3,900ということか。
- 安全安心課長：毎年東京電力からくる支払い請求書で、3,900弱きているということで計算している。

2款1項14目 自治振興費

- 大島委員：街頭防犯カメラ設置費補助金について、360万円計上されているがこれは何機分であるのか。また、JR3駅の防犯カメラの維持管理をしていると思うが、容量というか、何時間分を撮りためておけるのかを伺う。
- 安全安心課長：30万円の12機分を予算計上している。録画時間については、確か1週間分だと思うが、確認して後ほどお答えさせていただきたい。

2款3項1目 戸籍住民基本台帳費

- 出口委員：コンビニ交付証明書交付センター運営費として270万円を計上されている。昨年は何件、何通の交付実績があったのかを伺う。
- 市民課長：運営費に関しては何件でいくらということではなく、1年で総額幾ら払うという負担金になっている。コンビニでの交付件数については、後日お答えいたしたい。

2款3項1目 戸籍住民基本台帳費

- 村尾委員：工事請負費について、南河内窓口LAN配線・電話線移設、それから南河内図書館現況復旧というのがある。いま、南河内図書館内に市民課の窓口があるが、29年度は南河内図書館も指定管理にすることになった時に、行政窓口が入っていることで指定管理とすることに弊害はないのかと聞いたところ、大丈夫だと言っていた。それを移設しなければならないということは、どこに理由があるのか。
- 市民課長：まず1点目は、図書館としてフロアを機能的に使いたいということがある。それから2点目は、現在は1名の常勤職員と2名の臨時職員の体制で事務を行っているが、1人がいなくなると防犯上の問題がある。石橋公民館が、いま公民館と一体型で石橋公民館の職員と連携を取りながら事務を行って効率よくしているという状況がある。南河内公民館が移設するに当たり、そちらと一体型で事務を行ったほうが効率良く、また市民の方が使いやすいという

ことがあり、今回移設を検討したという経緯がある。

○村尾委員：南河内公民館に市民課窓口が移設された場合、今度は南河内公民館を利用している人たちが不都合になる場合もあり得るのではないか。それとも、事務室にその窓口を置くということであるのか。

●市民課長：現在の事務室が広いということと、今の公民館の窓口は入りづらいということがあるので、入り口を、中に入ってカウンター方式にして、あの事務室の中に交付窓口を設置するという形になるので、公民館利用者には不便はかけないと考えている。

○村尾委員：基幹であった時期の南河内図書館を、指定管理に移さないがためにいろいろと年を追って変化させているのかと、うがった考え方をしてしまうが、どうしてそれが最初からそのようにできなかったのか、移設移設ということ。

●総務部長：指定管理のことに絡むかどうかは別として、人的配置のことも少し考慮をした。石橋もそうであるが、窓口として市民の方の利便性を図るために、税金の一部を受けられることができるように。その税金を受けるときには1人では困る、2人以上の職員が立ち会った中で公金を扱うということ。それから、先ほどの職員の配置の中に、正職員と臨時、それから再任用などを混在させながら配置しているので、それならば正職員が2人以上いることがベストではないかということと、いまの石橋公民館の形ができたわけである。南河内についても、石橋と同じように、公民館の貸し出し業務と市民課窓口業務を一体的にやった方が効率的に業務を行うことができるし、また税金についても一部を受けられるようにしたいということでの業務改善の中で、今回の事務所の改修と同時に、図書館から公民館のほうへ窓口が入ることが一番、今の段階ではいい方法ではないかという結論に達したということである。

○村尾委員：そうすると、公民館の職員と市民課の職員はそれぞれ兼務することになるのか。公金扱いとか貸し出し業務とか。

●市民課長：兼務という形はとらないと思うが、公金の扱いに関しては補助的な役割を担ってもらおう。それで相互に、公民館の予約やちょっと席を外す時の連絡体制とか、そういった部分では協力するという形になるが、公民館の職員が住民票や印鑑証明を発行するということはないと思う。

2款2項2目 賦課徴収費

○磯辺副委員長：賦課徴収事務費について、非常勤職員一いわゆる徴収嘱託員は何人いるのか。

●税務課長：以前は2名であったが、現在は1名である。1名減の部分については再任用職員で対応している状況である。

○磯辺副委員長：ここに書いてあるのは1名分であるのか。

- 税務課長：2名分である。嘱託員の予算については、一般会計で1名分、国保会計で1名分ということで予算計上している。
- 磯辺副委員長：では、ここに書いてあるのは1名分であるのか。
- 税務課長：1名分という言い方がいいのか、2名の2分の1分と言うほうがいいのか。1名分ということである。
- 磯辺副委員長：徴収嘱託員報奨金はどのような計算で算出するのか。
- 税務課長：1件あたり100円、プラス徴収金額の、現年分については2%、滞納繰越分については4%で計算している。
- 磯辺副委員長：現年度分と滞納繰越分とあるが、徴収してきた金額の4%か2%というふうに考えてよろしいか。
- 税務課長：そのとおりである。
- 磯辺副委員長：最近の徴収率がもし上がっているとしたら、この徴収嘱託員のおかげだと考えたらよろしいのか。
- 税務課長：徴収率アップについては、徴収嘱託員も含め、職員の差し押さえ等の滞納整理事務等の部分もある。嘱託員については、どちらかという金額ベースでは滞納の額が減っているということがあるので、徴収額は減っているというのが実情である。

延会

－ 第 2 号 －

○会議日時 平成 30 年 3 月 2 日（金） 午前 9 時 30 分～午後 2 時 21 分

○場所 議会特別会議室

委員の出欠状況（出席＝○ 欠席＝×）					
職	出欠	氏 名	職	出欠	氏 名
委員長	○	石 田 陽 一	副委員長	○	磯 辺 香 代
委 員	○	出 口 芳 伸	委 員	○	大 島 昌 弘
〃	○	松 本 賢 一	〃	○	村 尾 光 子
			出席 6 人 欠席 0 人		

説明のために出席した者			
職	氏 名	職	氏 名
総合政策部長	長 勲	総 務 部 長	山 中 庄 一
市民生活部長	手 塚 俊 英	会 計 管 理 者	柏 崎 義 之
総合政策課長	谷田貝 明 夫	市民協働推進課長	関 久 雄
総務人事課長	清 水 光 則	財 政 課 長	梅 山 孝 之
契約検査課長	直 井 満	税 務 課 長	野 口 範 雄
安全安心課長	山 中 利 明	市 民 課 長	所 光 子
環 境 課 長	福 田 充 男	行政委員会事務局長	上 野 和 憲

事務局			
職	氏 名	職	氏 名
事 務 局 長	星 野 登	議 事 課 長	五 月 女 治

○議員傍聴者 中村議員

○一般傍聴者 0名

(1) 付託事件審査について

議案第7号 平成30年度一般会計予算【所管関係部分】

- 市民課長：出口委員から質疑のあったコンビニ交付の件数について回答する。平成29年4月から30年1月までの10カ月間で、住民票においては1,598件、全体が2万1,952件のうち7.28%。印鑑証明については、1,818件、全体が1万4,921件なので12.2%という割合になっている。平成28年度が住民票6.5%、印鑑証明9.7%の割合なので、交付率は向上している。
- 安全安心課長：大島議員からのJR駅の防犯カメラの録画データ蓄積の期間について回答する。現在、3駅ロータリー各2箇所ずつ設置しているが、録画データの蓄積期間は1週間である。

質疑・意見

[歳出]

3款1項1目 社会福祉総務費

- 村尾委員：地域福祉基金費の利子積立だが、例年に比べ額が多いが、理由は。
- 会計管理者：地域福祉基金については、債券が2件、定期預金が2件ということで、利子の積立となっている。債券の積み立てが29年3月に積立したのがあり、その分の利息の増額でこの金額となる。
- 村尾委員：29年度の利子積立金が91万7,000円であった。それが300万円を超えているので、利率が変わったということなのか。
- 会計管理者：29年3月30日に債券を購入した。その金額が3億円である。それに対する利回りが0.72%である。この利息が216万4,000円である。その分の増である。
- 出口委員：もう一つの債権と定期の内訳は。
- 会計管理者：定期預金については、預金額が2件で2,192万6,000円であり、利息が8,000円である。もう1件の債券は1億2,000万円、利率が0.703%、利息が84万4,000円となる。
- 出口委員：債券の内容は。
- 会計管理者：2件とも地方債であり、1件が大阪交付債、もう1件が愛知県公債である。

3款1項8目 国民年金事務取扱費

- 大島委員：本市で国民年金を積み立てている方の人数と受給者の人数を伺う。
- 市民課長：受給者については、調べないとわからない。市民課窓口で受け付け

するのは国民年金加入者の方のみであるため、年金受給者については、年金機構に確認しなければわからない状況である。ただ、今回10年年金ということで、短縮されて受給された方については、何人受給者がいてどのくらい受給しているというのが来ており、それは4百人ちょっと、それで、それが60から65%の方が支給しているという状況が分かっているが、年金受給者についての人数については分からない。

4款1項3目 環境衛生費

- 村尾委員：環境衛生事務費について、県内で初めて環境家計簿専門家のアドバイスを受けるということであるが、この家計簿提出の募集方法はどのようになされるのか。
- 環境課長：提出に関しては、市広報紙やホームページを使い周知をして募集していきたいと考えている。
- 村尾委員：提出した方には全て記念品を差し上げるという計画だと思うのだが、何人くらいを想定しているのか。
- 環境課長：記念品に関する予算では50人を予定している。
- 村尾委員：参加者は多いほうがよいと思うのだが、50人程度でよいのか。それ以上に提出する方がいた場合には、どうなるのか。
- 環境課長：どの程度集まるか予測がつかないところではあるが、多く集まるようPRしていきたいと考えているが、記念品については予算上で50人分までということで一応考えているところではある。
- 村尾委員：50人以上となった場合には、限定となるのか。
- 環境課長：今のところは50人までということで考えている。
- 村尾委員：先着になるのか、審査内容によって50人までとなるのか。
- 市民生活部長：その辺については、今後検討するところではあるが、先着とかいろいろ方法はあるかと思うが、広報等での応募になると回ってこない方が遅れるなどのデメリットもあるので、基本的には抽選ということで進めていきたいと考えている。
- 松本委員：犬猫等動物死体回収・保管・処分の委託料220万円が計上されている。最近、野犬が見られない状況であるが、これは何か対策をとっているのか。
- 環境課長：野犬については、動物愛護センターにおいて捕獲等を行っている状況であり、下野市の平成28年度の実績では40頭捕獲されているという統計が上がっている。
- 松本委員：近年見られなくなっているので、どういうふうに対策を取っているのかと思い、質問をした。猫はたまにひかかれているが、その処分は何匹くらいになるのか。
- 環境課長：猫の死体処理については、今年度1月末の数字であるが、160匹に

なる。

○松本委員：220万円のうち、犬と猫の件数はどのくらい見込んでいるのか。

●環境課長：全部で340頭の死体回収業務の委託ということで予算計上している。

4款2項2目 塵芥処理費

○出口委員：不法投棄物収集運搬業務委託事業については約100万円計上されているが、こういった場所にこういったものが投棄されているのか伺う。

●環境課長：不法投棄については、特に多いのが山林である。そちらにはタイヤや家電、テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンなどの家電類などが多く見受けられる状況である。

○出口委員：手数料というのは、家電リサイクルの関係になるのか。

●環境課長：手数料については、家電の処理の手数料であり、委託料については、タイヤや建築廃材といった不法投棄の収集運搬処分の委託料となる。

○出口委員：家電やタイヤについては元の所有者の調査をすることはあったのか。何らかの手掛かりが残っているかもしれないが。

●環境課長：不法投棄については、所有者を特定できるものが見つかった場合には連絡をしているところであるが、ほとんどが特定できない状況であるので、それらは市のほうで処分をしている状況である。

○出口委員：特定ができた場合には引き取ってもらうという対応でよいか。

●環境課長：基本的には所有者の方に引き取りをしていただくということで連絡をしている。

○出口委員：基本的でない場合にはどうか。

●環境課長：所有者が特定できた場合については、引き取りをしていただくというところでお願いしているところである。

○出口委員：どうしても引き取れないといろいろ言うてくる人の分はやむを得ず処分してしまうということも発生してしまうということか。

●環境課長：引き取りについては、所有者が分かる場合についてはそちらに依頼しているところであるが、引き取りに応じていただけない場合には、警察などを介して引き取りのお願いをしているといった状況である。

4款1項4目 公害対策費

○大島委員：公害対策事業には載っていないが、最近の学校や保育園の土壌の放射線量の状況はどうなっているのか伺う。

●環境課長：今現在のところ、調査を行っていない。

○大島委員：行っていないということは、安全な基準になったということだと思うのだが、市民としては自分の子供が通っている学校や公園について、1年に1回くらいは、安全だということを示すためにも、検査して明確な数字を示し

たほうが良いと思うが、その辺の考えについてはどうか。

- 環境課長：学校等に関しては、土壤汚染調査というものではなく、空間放射線量の測定ということで、毎月定期的に測定を行っているところである。
- 大島委員：空間線量は新聞等でも分かるのだが、雨水等で濃縮される場所である。雨どいや排水など、公園でいえば砂場など、水が集まる場所は濃縮されるということが言われているので、公園や学校の、子供たちが触る場所の土壤が安全だというものが一つの目安としてあったほうがいいのかと思うので、そのあたりを今後考えていただきたいと思う。

9款1項2目 非常備消防費

- 出口委員：専決処分の報告では、消防自動車の事故があった。消防自動車は大きくて丈夫な作りである。事故は敷地内で、一般の普通乗用車にぶつかったということで大事に至らなかったということでよかったのだが、ちょっと間違えると、人の命や財産を守るべき消防がけがをさせたとか、また新聞に載ってしまうようなことになりかねない重大なことなので、消防自動車維持管理事業になるかと思うが、消防自動車にバックモニターを取りつけるなど、予算で対処できる部分は対処すべきではないのかと思うが、考えを伺う。
- 市民生活部長：消防団の団員については、緊急時に動員という形で運転に不慣れとか、そういった面もある。そうしたことから、バックモニター等も今後検討していきたいと思う。ただし、やはり消防団からもかなり設備や備品の依頼もあるので、その辺は消防団と協議しながら、必要であれば対応をしていきたいと思う。
- 村尾委員：専決処分の事案については、相手の車は損傷したとのことだが、消防車の損傷はなかったのか。
- 市民生活部長：消防自動車の損傷はなかった。しっかりつくられている機械なので。
- 村尾委員：職員の場合には公務上の事故のため共済のほうから補償されるということであったが、消防団員の場合はどういうふうになるのか。
- 総務人事課長：消防団員の場合も同様に市有物件共済会のほうから手当てがされる。
- 出口委員：職員の過失についてはそこから出ると、それは法律上、軽過失の部類だと思う。重過失、たとえばスマホをいじっていたとか、そういうときにはさすがに個人が責任を負うわけですね。
- 総務部長：基本的に不法、たとえば飲酒しているとか、全く運転者に過失があった場合にはそれなりの負担をさせるべきだと思うが、公用車を運転する場合には安全を注意しながら運転するということは基本的なことなので、これについてまだすぐどうできるということではないのだが、安全運転について

の指導、教育をしっかりとやっていかなければならないと考えている。消防についてもお願いをしたいと考えている。

- 出口委員：重過失の場合は職員の責任も問われるということによいか。
- 総務部長：事故が発生した場合、相手がいるので警察を入れてその中で重過失が発生したということであれば、綱紀委員会もあるので、その中で処分がなされるものと考えている。
- 大島委員：負担金にある消防団福祉共済制度掛金137万4,000円については、消防団のこういった部分が補償される共済掛金なのか。
- 安全安心課長：全団員458名、1人当たり3,000円ということになるが、内容は調べて後ほど回答させていただく。
- 松本委員：消防団運営事業について、消防団員への非常勤職員報酬が3,449万円計上されているが、各団とも団員確保が難しいとの話を聞いている。私の所でも20人のところ18人、今回1人入ってくれたということで19人になったと。全体からすると不足している人数は何人となるのか。
- 安全安心課長：条例上は468人で、現在、実数は435人ということになっている。ただし、各消防団のほうでは消防団活動の中でこれ以上人数が下がれば困ってくると思うが、現状でどうしてもふやしていかなければならないという状況にはまだなっていないような感じには聞いている。
- 松本委員：課長の話では、これでたくさんなんだというふうにも聞こえるのだが、一朝有事の際にはそういうわけにはいかないと思う。やはり定数で定めている団員確保に対して、もっと力を入れてほしいなと思っている。いつ災害が起こるかわからないので、その辺のところは、条例定数範囲は最低でも守ってほしいと思うので、よろしくお願ひしたい。
- 村尾委員：自主防災組織活動費の補助金について伺いたいが、これはすでに組織化されている自主防災組織への補助金ということか。新たにできそうなところはどこか。
- 安全安心課長：現在のところ、新しく動きがあるところが、祇園一丁目、二丁目のほうで、事前に担当のほうといろいろ説明をして、4月1日以降にある程度自治会の総会などに諮って進めていくように聞いている。また、3月下旬において国分寺の川東自治会のほうで総会の後に自主防災組織の概要について説明していただきたいということで話があるので、少しでもふやせるようにPRしていきたいと考えている。
- 村尾委員：それは補助金という形で活動費が出ていくわけだが、負担金のほうにも自主防災活動育成という形で支出される予定だが、これはどこに支払うことになるのか。
- 安全安心課長：石橋・国分寺・南河内地区に、そちらの自主防災関係の活動資金ということで、2万円の3地区分ということで出しているが、具体的にどこ

に出しているということは調べさせていただく。

9款1項3目 消防施設費

- 大島委員：負担金で消火栓設置ということで720万円あるが、これで何基設置する予定かということと、市内に消火栓をあと何カ所設置すれば万全な消火体制になるかという2つをお聞きしたい。
- 安全安心課長：予定としては、区画整理地内を中心に60万円の12基ということで予算は計上している。2つ目の質問のいくつになれば消火栓が満足な基数かというご質問は、アッパーがどのくらいか現在わからないが、区画整理が進めばどんどん設置していかなくてはならないと思うので、今後検討していきたいと考えている。
- 大島委員：区画整理は仁良川で公的な整備は終わりと思うのでそれで計算できると思うが、既存の宅地の中で消火栓があるというのはある一定基準の住宅数がないと設置されていないと思うが、その辺を含めて、消火栓というのは安全安心の要なので、将来的にこのくらい必要だということは今後検討していただきたいと思うとともに、消火栓の維持管理も246万円と大きい数字であるので、消火栓の数が増えるとこれも増える。消火栓の維持管理費は主にどこに委託して、費用は人件費が主なのか、どこか交換するとかそういった面はあるのか。
- 安全安心課長：消火栓の維持管理については、1カ所2,000円、1,230基ということで、こちらについては水道課で一緒をお願いしている形で対応している。その中で消火栓等具合が悪くなった場合とかとあわせて、火事の場合とか、その他水道課でチェックするケースもあるので、その時に不具合があるところについては直しているという形になっている。

- 村尾委員：今のところの工事請負費、旧石橋庁舎震度計移設とあるが、どこに設置することになるのか。
- 安全安心課長：現在、県と市の教育委員会と協議して石橋の図書館のほうに設置する計画で進めている。

- 村尾委員：その下に新型Jアラート設置とあるが、新型とは今までとどのように変わるのか。どこを工事することになるのか。
- 安全安心課長：国のほうから新しく着信速度が速くなったものができ、総務省の消防庁のほうから入れ替えということである。収入のほうには防災費で150万円出しているが、そのようなわけで、消防庁からJアラートがなった場合に今までよりも早く送信される機種に変えるということである。今の機

械への切り替えということで、よろしく願います。

12款1項 公債費

- 出口委員：元金だけで24億6,400万円とかなりの額であるが、下野市のものは公募債ということでよろしいか。償還金には金利と期間があると思うが、どこがいくら保有しているのか。ものすごい数でなければ答えられる範囲であれば教えていただきたい。
- 財政課長：起債の借入先ということでお答えしたいと思う。今年度の借入れはまだ済んでいないが、29年度末の見込み額が、254億円ほどになる。以前に借入れたもの、過去に借入れたもので223億円の内訳になるが、政府系の資金が101億円、縁故債が122億円で、足利銀行から約54億円、栃木銀行で16億円、足利小山信用金庫で24億円、小山農協で16億円、宇都宮農協で12億円となっている。
- 出口委員：期間というのはないのか。20年ものとか。
- 財政課長：期間については短いもので10年、長いもので20年となっている。傾向として、合併直後の特例債の借入れについては10年借入れでやっていたが、今回2億円の償還費が増えているわけであるが、庁舎等の建設といった高額なものについては、将来の負担を平準化するという目的から20年起債としている。今後の大規模工事については、20年ということで考えている。臨財債についても20年の償還ということで将来の負担を平準化するというで行っている。
- 出口委員：利子についても傾向があれば、何%か。
- 財政課長：28年度以降の借入れ率であるが、28年の2月に借入れたものについては、0.22%から0.25%。28年5月に借入れているがこちらは、0.08%から0.42%、29年3月、29年5月にも28年度分を起こしているが、0.18%から0.23%とのことで低い利率で推移している状況である。昨日補正予算の中で、起債の元金の償還費が増えた中で、20年借入れの10年見直しで利率が減ったとお答えしたが、こちらについては借入れ時期が1.6%だったものが見直しされたということで、過去に比べるとかなりの低利息で借入れが実施されている状況である。

総括質疑

- 出口委員：被告人の騙取により、逆に住民税や国保税の所得割の増加分がたぶんあるのかと思うが、全額弁済された場合、どのようになってくるのか。返却するのか。
- 税務課長：住民税の部分に関して、税務課としては給与支払い報告書というも

の訂正という形で情報をいただくことによって、多すぎた場合には減額ということになる。過去の分については、下野市から全て職員の住民税については納付済みになっているので、個人に対する還付というものが発生するかと思う。その処理に関しては、特別徴収義務者が下野市になるので、市のほうに還付をするという形、あるいは個人にという部分も、二通り還付についてはあると思うが、基本は市のほうにと、現状は考えている。

○出口委員：税務上の色々な規則があるので一概には答えられないと思うが、返したり還付したりは複雑なので、和解の内容で、これからの話だが、その辺を一括していくらいくら返すということで、なしと、お互いに債権債務がないということが和解条項の最後の条項になるので、それを書いても税務は別であるのか。

●税務課長：まずは個人に返す財産が増える部分の形になるので、その後、市のほうでそれを差し押さえる、今回の部分に充てるという形での処理になってくるかと思う。

○村尾委員：予算書に計上されていないということで伺うのは気も引けるが、地方創生推進という形で結構シティプロモーションとかPRに力を入れているが、かつて議会からJR駅で市歌のメロディを流したらどうかという、あれもPR事業になるかと思うが、今回は事業が進んだように見受けられないが、どのようなになっているのか。

●総務人事課長：JRさんには継続して市歌を使っただくように依頼はしているが、実際決定しないと予算が生じないので、依頼はしているが、現状はなかなか明るい見通しが立たないため、予算のほうは今回落とさせていただいたということになる。

○村尾委員：依頼はしているということであるが、いつ頃結論が出るとかの見通しは全然ないのか。

●総務人事課長：毎年、年度当初に大宮の支社に行って依頼はしているが、あくまでもJRさんの会社の内部の話となるので、なかなか私どもの都合では決定できないということである。

○磯辺副委員長：63ページの情報管理費、情報ネットワーク管理事業で、JR3駅の電子看板撤去、デジタルサイネージが3駅に設置してある看板を撤去するという事になっている。私はもともと撤去したほうがいいと思っていたが、撤去という限りは購入設置費はいくらだったのか、そして撤去に至った理由を説明願いたい。もともと情報化計画があって、その中で設置することになったと思うが、あまり役に立たないで撤去になってしまったので、それなりの理由を説明いただきたいと思う。

- 総合政策課長：設置については、平成21年度の地域情報通信技術利活用推進交付金を受けて、平成21年である。その時にこのサイネージとあわせてほかの事業もあるわけだが、サイネージ設置については1,000万円程度の費用で設置している。28年度から稼働していないので、今回撤去ということで予算計上させていただいた。
- 磯辺副委員長：一定の効果は見られたのか。
- 総合政策課長：その間は市の情報を発信していたと思うので、効果はあったと思う。
- 磯辺副委員長：効果があったのに28年度から稼働していなかった、大きな理由な何か。
- 総合政策課長：機械の故障である。
- 磯辺副委員長：3つとも同時に故障していたのか。
- 総合政策課長：そのように聞いている。
- 磯辺副委員長：これは市の費用は入っていないので、100%交付金で設置したということか。
- 総合政策課長：そのように聞いている。それと、メーカーの保守期限、27年8月以降は保守期限が切れていたなので修理の対応ができなかったということである。サイネージについては道の駅にもあり、機械の故障がないため道の駅では今でも稼働している。

- 村尾委員：私もここ聞き忘れていたが、動かなくなってからどうして即撤去に至らなかったのか。聞いた記憶があるが。
- 総合政策課長：28から稼働しなくなってから国とJRと協議を進めてきたが、なかなか協議が整わず30年度に撤去という運びとなった。
- 村尾委員：国の交付金を活用して設置したわけであるので、これを廃止するにあたって交付金を返ささいということはないか。
- 総合政策課長：そのために国と協議をして進めてきたわけである。

- 松本委員：予算書にはないが仁良川郵便局の入り口に看板を設置してほしい。こんな話をしては申しわけないが、県道側にないので非常にわかりにくいという話があるので予算を付けてほしい。

3款1項1目 社会福祉総務費

- 出口委員：きのうは、会計管理者と市の預金利子について熱い議論を交わさせていただいた。地域福祉基金費という枠内ではあるが、債券2件、定期2件、金額にすると債権が4億2,000万円、定期が2,191万円、20倍という運用の仕方をされている。ほかにももちろん運用しているものはあると思う。去年の説

明にもあったので、傾向としては運用のほうにやや重きを置いているのかなと、地方債の、債権の。地方債は一応法律で認められているのでそこに投じているということはあるとは思いますが、一リスクが低いと前の会計管理者も言っていたが、一リスクはありますよね、もちろん。信用リスクというのは低いがありますよね、信用リスクというのは、ゼロになってしまうリスクである。国家デフォルトについては、20～30年前であれば誰も考えられなかったが、評論家でも学者でも口に出す時代になってきたので。そういったものも可能性は低いかもしれないが、そういったことが起きた時に大変なことになる。それから、価格変動リスクや金利変動リスク一要是損してしまうとか、なかなか売れないということである。運用されるのは結構だし、リスクを分散することに私は賛成であるが、リスクに対する会計管理者のお考えを伺う。

- 会計管理者：委員がおっしゃったとおり、債券運用に関しては全くリスクがないわけではない。これは逆に言えば、定期預金に関してでも全くリスクがないわけではない。ペイオフ問題等もあるわけである。そのような中で、下野市では実際に債権運用を図っている。下野市は、県内でも債券運用のパーセンテージが多分一番ではないかと思っている。そのような中で、リスクをどのように判断しているかということ、当然市が判断するわけではなく、一国内では格付投資情報センター、これはR&Iという。そして国外ではスタンダードプアーズという格付けの評価機関があり、この評価機関からの評価により、債券を購入しているところである。現在のところ、AAA-という評価が一番上であり、日本の国債はAAAまではいかないが、AA+といった状況である。このようなことから、まずは安心・信用ということからすると、現在の国内の地方債・国債はリスクが非常に低いと考えている。
- 出口委員：その考えはわかるが、債権の比重が多いのかなと思う。債権の投資はいいとは思いますが、ただ比重が大きすぎるのかなと。これは私の感想であるが。いまわかっている部分だと地域福祉基金で、20倍くらいの開きがあると。預金ももちろんリスクがある。地方債にもリスクがあるし、預金保険機構の対象にもなっていない、預金でもある額を超えれば対象にならなくなるが。比重的な問題として、リスク分散の観点からの見解を伺いたい。ちょっと偏っているのではないかと。低金利でもあまり儲からないかもしれないが、もう少し預金に置いておいてもいいのかなというのが私の考え方である。会計管理者の見解は。
- 会計管理者：県内14市の会計管理者から構成される協議会があり、その中でも半数以上の市で債券を購入している状況である。下野市は多い方であると先ほど申し上げたが、その次がさくら市で30%近いところまで来ている。14市の半分以上の市が有価証券で運用を図っているという状況がある。まず基本に戻ると、地方自治法の中で、現金や有価証券をもって公金の管理運営をやって

いくようと謳われている。その中には、現金・有価証券と明記されており、最も確実かつ有効な方法で管理運用しなさいという規定になっている。私はこの点を重視しながらやらせていただいている。

- 出口委員：私も先ほどから有価証券については肯定しているが、ウェイトの、比率のことを言っている。ご自分でも県内一番と言われているが。ある日来る、明日のデフォルトにならないと通知は来ないので。ある日突然なくなってしまうのが怖いのである、金融商品というのは。であるから、リスク分散をもう少しした方がいいのではないかと。決して否定はしていないが、比率の問題でいまのままでいいのかということである。何かあって、「ゼロになってしまいました。すみません」というのでは問題があるので。
- 会計管理者：平成18年当時に、ペイオフ問題が発生した時に、下野市では公金等管理運営委員会を設置している。その委員会の中でペイオフ対策について協議をしている。その後はそういった状況にないということから、委員会は開催されてはいないが、当然いま委員が言われたような状況を察すれば、直ちにこの委員会を開催して対策を練っていくという方向になるかと思う。また、指定金融機関である足利銀行等の四半期ごとの決算報告をいただいております、また年度後半には今後の見通し、経営状況見通しもいただいている。それから年1回、指定金融機関である足利銀行に対する現地監査も実施している。そういったことなどを勘案し、リスクを見通せるようになった時にはすぐさま対応ができるよう、いろいろな施策を講じていくというふうに考えている。
- 会計管理者：有価証券の中身については、国債が1件で、そのほかは全て地方債となっている。
- 出口委員：大体わかったが、別件として伺いたい。地方債には期間があると思うが、満期を待たずに売却する場合が多いのか、それとも満期まで待つて換価しているケースが多いのか。どちらが多いのか。
- 会計管理者：29年度9月の補正予算に計上させていただいたものが、まさしく途中売却したものである。売却に至る経緯としては、額面価格が10年債であれば大体5年で中間地点で価格が上昇してくるので、その上昇した価格を見て、売却した場合売却益がどのくらい出るか、また、その後の買い替えした債権の利率との差を勘案してどのくらいの収益が出るかということ判断し、売却に至るというケースはあるかと思う。それで実際に、昨年9月の補正に計上したとおり、確か10億2,000万円の債権を売却し、同じように10億2,000万円の債権の買い入れをしたということである。
- 出口委員：去年は相当儲かったという話を聞いており結構なことだと思うが、逆に言うとも損することもあるということである。金融商品の位置づけになっており、地方債は個人でも買う時代であるので、これは要望であるが、一応リスクがあるということは頭のどこかに置いておいていただきたい。

- 会計管理者：下野市の中でも債券の運用指針を設けており、その中の一番目に安全性をうたっている。そこからスタートしている方針になっているので、その指針に沿って運用を図っていきたい。

2款1項11目 情報ネットワーク管理事業

- 磯辺副委員長：昨日の現地調査で、職員が公金を詐取した犯行のメカニズムの説明として、システムの詳しい説明をいただき私もある程度は理解することができたが、給与計算システムと送金システムについては、まず一つ目として、全員分の給与を計算した後に数字を書き換えるときのロックがなかったこと、それからもう一つ、送金システムについては、庁内では2口座まで送金できるということになっていたが、実際には何口座でも送金できるシステムであったということであったと思う。職員のカタカナ名は変えずに送り先を変えることができると、その人の名前ではない口座に送ることができるシステムで、また約束では2口座までであったが実際には6口座でも10口座でも送ることができた、という2つの大きな穴があったと理解したが、この理解でよろしいか。
- 総務人事課長：確かにロック機能は今まではなく、きのう委員の皆さんにご覧いただいたとおり、新たに加えた機能である。また、送金の際の口座については、運用上は2口座ということで紙ベース出してもらっているが、システム上はそれ以上の登録は可能である。
- 磯辺副委員長：そうすると、あのような詐欺行為というか、犯罪をしやすい2つの要素が、あのシステムには初めから入っていたということになるかと思う。担当者にはできるシステムであったということになるかと思う、できてしまったわけであるから。それで、これについては、あのシステムを発注する時に気がつかなかったのかということと、それから業者がこのシステムを勧めたのか、給与計算システムを入れた時の状況を伺いたい。これで万全だということを入れたのか。ロックを外さなくても、担当者が一人でここを変更して確定して進んでいけるということを、業者はわかっていると思うが、業者がこのシステムを勧めたのか。
- 総務部長：今回下野市が導入したシステムについては、160自治体が使っている。このシステムに変える前のシステムとの違いを比較したところ、ほぼ同じであり、担当者が悪意を持ってすれば前のシステムであっても可能であったということである。このシステムは特異なシステムであり、全ての職員が使うシステムではなく給与担当者が使うシステムである。担当者が正しく使うことが前提で、ごく一部の職員うちのほうだと担当者4人と課長までということで、5人では許可を受けていた。その権限については、今までは完全に分離

していなかったという事実があり、皆が1本の権限の中でその5人が同等にできる状態であったことが今回の問題であったと考えている。それで導入時期の判定の中に、一27年からプロポーザルというか業者選定が始まり、新庁舎に移る前に全てのシステムを同時に切り替えようということで、この給与システムについては、課内だけでなく関係する担当者の集まりの中でシステムの比較をしてきた。比較の際には、ほぼ同じような機能を有していて遜色ないということであった。その中で導入した経緯は、使いやすさと、最終的には同等の機能があれば、価格で評価していくことになる。その後、ランニングコストや初期導入費用などを比較した中で、今回の導入が決定されたということである。

- 磯辺副委員長：庁内で2口座までと決めていたにもかかわらず、2つ以上の口座に送金できてしまったということは、庁内の決まりとシステムがまるで合っていないという実態がある。その辺のところも、業者が2口座までしか送金できないようにするような方法がとれなかったのかとか、あとになってからでは仕方がないのだが。最初の計算後の変更に一権限の分離ができていなかったと言われるとそうであるが、一システム不備ということは、こちらの方針にシステムが合っていないというふうには業者には言えないのか。大変緩いシステムであったのではないかと思うが。
- 総務部長：システムに問題があるかどうか、業者ともやり取りをした。最初のプロポというか、こちらから要求した水準については、外部セキュリティとか権限を許されたもの以外が入れないようにという要求はしていたが、権限を許されたものがどう扱うかについてまでのやりとりはなかったということである。正直申し上げると、私も本当にこれでいいのかという気持ちはあったが、最初の導入時期、あるいは基本的に標準的なものの一パッケージソフトというが、一それは他のシステムと比較してもほぼ同等であると、対峙する業者からも聞いたので、これは仕方がないというか、そういうことで。繰り返しになるが、権限を1人に与えてしまったこと、これは一つの要因であったと。場合によってはチェック体制が甘かった部分があったと。そういう悪意を持った職員がそこにいたことを許してしまった、ということも一つの問題であったと。そういう許されない状態を環境づくりとかシステムの運用の中でしっかりとやらないといけないということで、今回の見直しの中で、ロックをかけよう、それから多数口座については同じものが2つ以上あったらおかしいということでシステムの中ではね出していこうと。そういう、起きてしまったあとの処方箋の中でやっていくことが一番、今すぐにできることなのかと考えている。
- 磯辺副委員長：それらの意見を分析して、こういうところが足りなかった一番いいのは人間ではなく機械がこちらが決めたとおりのことをやってくれる

ようにすればいいかなと思う。機械にはねさせれば一番いいわけだと思う。大きな代償として私たちが得たもの、教訓は大きいとは思う。1人の人間を信じてずっとやらせていたということを反省しようということになったので。ただ、きのう伺った感じでは、システムが人間を信じ切った大変緩いものであったので、それは業者ともよく話して、ほかの160自治体にも業者から何かやった方がいいだろうなというふうに思う。

○出口委員：執行部側の弁護をするわけではないが、前のシステムでも160もの自治体で採用されていて、そんなに古いものでもなく、また6口座に振り込めるというのは利便性というか汎用性もあるのかと考えられるので一概には。結果で、そういうことが起きたので、結果論では何とでも言える、はっきり言うと。システムは富士通系であったか。市役所のシステムというかソフトというのは、基本的に富士通が多いのか。

●総務人事課長：富士通系はやはり地元の関連が前からあったので多い。

○出口委員：ほかのシステムとの関連性などもあるので、前のシステムを入れていた判断自体がものすごく間違っているとかいうことを、取り立てて今私は言うつもりはない。結果を見てしまうと、どうしようもないシステムだと思ってしまうが。冷静に考えるとそういう考え方もできるかなと、別に弁護はしていないが。逆に言うと、新しいシステムでも、職員の給与以外の方法であれば抜け穴がある、ということをきのう指摘させていただいたが、さらにシステムの改善を図っていくとのことであった。それで、やはり会計課のチェックが必要になってくるのではないかと、私のほうで少し強めに言ってしまったが。それは責任があるとかそういう趣旨では全く言っていないくて、職員の処分はもう終わっているのだから。期待で言ったので、そこは勘違いしていただきたくないなと、最後に言っておきたいと思う。

17款1項1目 財産貸付収入

○石田委員長：私から総括的に聞きたい。道路の路肩の電柱敷地料について、東電から見直しをするという話があったかと思う。土地改良区が電柱敷地料をもらうのもおかしいと、市の土地であるのだから市がもらうべきではないかという話になっていたわけだが、最終的に土地改良区のほうに戻ってきたという方向性を聞いたが。市としての対応はどのようになされたという記録はあるのか。

●総務人事課長：申し訳ないが、土地改良の関係は私は聞いていないが、あくまでもここに上げてあるのは市有地にある電柱の敷地料ということになる。

○石田委員長：土地改良区自体が土地を持つことはできないので、普通は。そうすると、道路の路肩に電柱が立っているわけで、本来そこは市有地である。東

電では今回全部見直しをして、市に支払うということになったはずであったが、また土地改良区に戻ってきたというような話を聞いたので、市とのやり取りがあったのかなと思ったのだが。

- 総務部長：私も初めて聞いたが、おそらく施設ごとに、公園なら公園にある電柱、道路の路肩であれば建設部局とのやり取りがあったかもしれないので、必要があれば調べさせていただく。

○石田委員長：わかる範囲で結構なので、あとで調べていただきたい。

[発言の申し出]

- 総合政策課長：磯辺副委員長と村尾委員から質問があったデジタルサイネージの件について、もう少し詳しく説明させていただく。それから訂正もさせていただきたい。先ほど21年度の設置と申し上げたが、21年度の補助金を活用して設置は22年度である。それから、サイネージほか併せて6,000万円と申したが、全体交付金が6,000万円である。そのうちサイネージ設置分が1,000万円程度と申し上げ、それについては全額交付金かという質問があったが、補助対象外が含まれており、一補助対象外のほうが多いのだが、950万円ほどが補助対象外となっている。それから、今回撤去することになった理由であるが、一当然映らなくなったために撤去したわけであるが、一その理由の一つは、先ほど申し上げたように保守期間を過ぎており、これを新たにまた整備し直すとすると600万円以上の費用が掛かるので、そのデジタルサイネージの閲覧状況一現在はしもつけインフォメーションやとちテレのデータ放送など、そういったほかの情報発信の機会があるので、今回撤去するという事で予算を組んだところである。

- 市民課長：大島委員からの年金に関する質問で、10年短縮の人数の関係で訂正させていただく。10年短縮該当者は、下野市227名、うち161名が申請済みということで訂正をさせていただく。申し訳ございません。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

— 暫時休憩 —

- 安全安心課長：休憩前の大島議員からご質問いただいた消防団福祉共済制度掛金の内容についてご説明する。こちらは消防団員が万が一死亡、又は障害を受けた場合等にそれに支払われる共済掛金ということである。

村尾議員からご質問のあった同じ151ページ中の自主防災活動育成の6万円については、自主防災組織の活動を行うに際し、消防署から講師を派遣してもらい、2万円掛ける旧3町分の6万円の計上ということである。

- 大島委員：福祉共済の消防団のけがや死亡ということは分かったが、補償内容などのようになっているのか。
- 安全安心課長：死亡した場合に弔慰金が2,300万円、重度障害になった場合には、重度障害見舞金ということで同じく2,300万円、障がいの程度にもよるが、1級から75万円、以下等級によってさがっていく内容となっている。

議案第8号 平成30年度下野市国民健康保険特別会計予算

質疑・意見

[歳入]

- 村尾委員：被保険者数が年々減少していくが、将来に渡ってずっと減少し続けるのか、あるいはある人数である程度は一定になっていくのか、どのように観測されているか。
- 市民課長：29年の関係は、社会保険の拡大があり被保険者がいつもより減ったという傾向がある。あと一般的な傾向として、人口が減っている中で確実に被保険者数は減っているという状況はこれからも続くと考えている。ただ国民健康保険は最後の砦の形となるので、入っている方がいなくなることはないと考えている。
- 村尾委員：人口減少し続けていく、被保険者数が減少を続けていく限りは、広域化することが得策ということになるわけか。
- 市民課長：広域化のメリットは財政の負担を少なくするというのが最大の条件であり、下野市はきちんと今まで一般会計から入れず、財政計画をしていたが、全国的な傾向としては財政の安定化が目指すものになるので、その部分で左右されず給付が行われるという意味では、広域化が必要であったと考えている。
- 村尾委員：高額医療費の件数というのはどのくらいで推移しているのか。
- 市民課長：毎月300件ぐらい振り込んでいる形となる。それ以外に限度額認定の関係がありそれで250から300件ぐらいが直接払いという形で、下野市を通さずに国保連のほうに払う金額、ご本人負担がない直接払いの部分が多くなっていて、金額等も限度額認定を出すことによって戻す金額も月300万ぐらいという形で、だいぶ個人に戻すお金は減っているという状況である。ただ高度医療等があり、度々制度改正があったりしているので、その分は適正に戻している状況である。

- 出口委員：一方で65歳以上の被保険者の増加により、一人当たりの医療費は増加傾向にあると。下野市の場合は緩やかであるが、広域化になると県北とかものすごい勢いで高齢化が進んでいて、医療費の伸びも、ものすごいことになるかもしれない。今後そのあおりをもろに受けるのか、従来の下野市の激変緩和措置的なものが入るのか心配なので、県全体の影響を受けてしまうのかその辺を。
- 市民課長：基本的にこの制度の後の国保税改正の時にも関連してくるが、過去3年間の医療費と国庫補助の状況を市町村ごとに算出し、その数字から県全体の総額を出してきている。30年度、31年度に関しては、その総額を平均化して平均化したところの超えた部分については激変緩和措置ということで、国県の補助金が投入されている現状がある。それが30年、31年については確定という形になり、32年度以降段階的に減額されていくということで聞いているが、そちらについての詳細は未定である。あおりをくうというのは若干はあると思うが、超えた部分についての国県の補助が、30年、31年については投入されている現状である。

[歳出]

1 款 3 項 1 目 運営協議会費

- 大島委員：233ページ運営協議会費で、非常勤報酬、国保運営協議会委員の報酬が58万円計上されているが、県で一本化となっても、下野市としても協議会の委員を残していくということによろしいのか。
- 市民課長：県の広域化になり、県のほうに国保の運営協議会は発足したが、まだ保険税の決定というのは市町にある。保険事業も市町が決定して事業を行うということになっているので、今まで2年任期だったが、今年の4月からは3年任期ということで、委員会は残るという形になる。
- 出口委員：県の方の運営協議会には、下野市から構成員は誰か出られるのか。
- 市民課長：運営協議会へは、県内の市町から何人か出ているが、下野市の委員はいない。
- 出口委員：今後もか。
- 市民課長：県のほうで県内の中から抽出してという形となっているので、今後については分からない状況である。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

質疑・意見

[歳入]

3款1項2目 保険基盤安定繰入金

- 村尾委員：保険基盤安定繰入金が一般会計から繰り入れられているが、これは低所得者の保険料軽減分というふうに説明を伺っているが、被保険者に占める低所得者の軽減を受けている人たちの割合は、何割ぐらいになるのか。
- 市民課長：試算では7割軽減が2,322人、5割軽減が652人、2割軽減が695人、5割の被扶養者が526人ということで計算している。率については、計算をしなくてはならないので時間をいただきたいと思う。

1款1項2目 普通徴収保険料

- 磯辺副委員長：ここに滞納繰越分保険料という記載があるが、どうしてもなかなか払えない方というのはいるのか。そういう方はどういう扱いになるのか。資格者証みたいな扱いになるのか。
- 市民課長：後期高齢者の方の場合には資格者証というものはなく、短期で3カ月、6カ月という保険証を出しながら納入を促している状況である。
- 磯辺副委員長：納入を促しながら、ということであるが、たとえばほんの少しでも払っていただけたら繋いでいくというような、人道的な立場でやっているのか。
- 市民課長：後期高齢者の場合には、保険証を出さないということではできないので、短くして切れ目なくお出しすると。その中で保険料の納付をお願いしていくという形になっている。
- 磯辺副委員長：保険証を出さないということではできないということは、法律で決まっていることか。
- 市民課長：申し訳ないが、それについては調べないと分からない。そういった形を出している状況である。そちらについては調べさせていただく。
- 磯辺副委員長：根拠があるのか、配慮でやっているのか、はっきり分からないが、続けて何とか持っていただけのような運用をしているということですね。了解した。

[歳出]

3款1項1目 後期高齢者健診事業費

- 出口委員：260ページ、細目では261ページの特定健康診査で、これで発見される人数や割合を把握されているのか。あと人間ドックは個人で行ってしまうと思うが、助成金を出しているのを把握してもいいと思うが。まず特定健康診

査でどのくらいの人が発見されたか。

●市民課長：後期高齢者の特定健康審査の場合は、国保と違い強制ではなく、特定健康診査をしていただくという形になっている。病気が見つかった場合にも自己という形にはなっている。人間ドック健診に関しては、委託・補助に関しても情報については、下野市のほうでいただいている。病状の結果等は下野市のほうに来るが、特定健診をして実際に病気が見つかった場合には、その個別の病院での対応になっているのが現状である。健康診査で病気が何名見つかったという把握はしていない状況である。

○出口委員：把握はされていないということであるが、データもよこしてくれないのか。

●市民課長：データは本人と市に来ているので、データはある。

○出口委員：人間ドックについてはどうか。

●市民課長：人間ドックの委託・補助に関してもデータは下野市のほうにある。

○村尾委員：ただいまの人間ドック関係のところであるが、後期高齢者は75歳以上ですよ、補助対象は、何歳になっても補助対象となるのか。年齢制限の規定はないのか。

●市民課長：制限はないが、75歳から80歳ぐらいまでの方が多いのかなと考えている。

○磯辺副委員長：人間ドックの検診の助成だが、今は1件当たり25,000円になっているのか、以前は10,000円でしたよね。

●市民課長：後期高齢者が市民課で事務を実施するようになってからであるが、25,000円で、国民健康保険と同じ補助で実施している状況である。

○磯辺副委員長：委託料の人間ドック検診が、250万円、人間ドック検診助成が補助金であるので、25,000円で割ると20件分であるが、人間ドック検診委託料というのが、単価いくらで何件分であるのか。20件分であるか。

●市民課長：人間ドックの委託は、25,000円の100名。人間ドックの補助は、委託以外で実施している場合に健診データをいただくことによって出すが、20名分になる。人間ドックの検診委託に関しては、国民健康保険と同じ委託の下野市にある委託。下野市では小金井中央病院、自治医大、石橋病院、島田クリニック、小山市民病院、宇都宮にある旧南河内時代から実施している検診機関が委託という形で、25,000円を差し引いた金額を被保険者の方が払うという形になっている。補助に関してはそれ以外の委託されていない病院で実施された場合には、いったん額を払っていただいて領収書と健診結果をお持ちいただいてから25,000円を後からお返しするという形となっている。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第10号 平成30年度下野市介護保険特別会計予算【所管関係部分】

質疑・意見

[歳出]

1款2項1目 賦課徴収費

- 出口委員：負担金の中の特別徴収情報経由業務について、内容を伺う。
- 税務課長：全ての年金天引きに係る事務については、国保連合会等を通して事務の取り扱いを行っており、そちらに対して負担するものである。
- 出口委員：何のためにやっているのかわからないので、説明願う。
- 税務課長：年金から保険料を引き落としするわけであるが、そのデータのやり取りは国保連合会を通して、仲介して受けているため、負担金という形で支払っているものである。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

— 暫時休憩 —

[発言の申し出]

- 市民課長：村尾委員から質疑のあった保険基盤安定繰入金の軽減の割合であるが、予算ベースでは7割軽減が33.9%、5割軽減が9.5%、2割軽減が10.2%、5割被扶養者が7.7%で、合計61.3%の軽減となっている。また、磯辺副委員長から質疑のあった、後期高齢者医療制度における被保険者の証明書の関係であるが、後期高齢者医療においても、被保険者資格証明書というものがある。しかしながら、平成21年10月26日付けで厚生労働省保険局長から、高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることがないように、原則として交付しないことを、現内閣の基本方針とする、という通知が来ており、その通知に基づき県内では保険証を出している。下野市においては3か月毎の保険証を出している現状である。

議案第18号 下野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について【所管関係部分】

質疑・意見

- 村尾委員：地域おこし協力隊員の月額16万6,000円についてであるが、勤務日数は週何日になるのか。
- 総合政策課長：週5日の勤務となる。
- 村尾委員：フルタイムで5日ということか。
- 総合政策課長：9時から17時を予定している。
- 村尾委員：この金額で首都圏から転居して住みながら仕事をするということだが、1カ月の生活費が十分賄える金額との考えか。
- 総合政策課長：この報酬以外に、住宅の家賃補助と活動補助ということで6万円ほど支給する。
- 出口委員：週5日とのことだが、月曜日から金曜日になるのか。活動は土日が多いのかなと想像してしまうのだが。そういったときにはシフトなどがあるのか。
- 総合政策課長：土日の勤務もあるので、そういった場合にはやり繰りをするようになる。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第19号 下野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

質疑・意見

- 村尾委員：これは29年4月に遡及して施行するということになるわけですね。今回、職員の詐取事件があって、やはり議会人としてチェックしきれなかったという、大変遺憾な思いが残るのですが、そういう時期にさかのぼって期末手当をいただくというのは、とても気後れします。ですので、議案そのものというよりは、附則にある施行期日を、30年5月1日から適用すると、改選後に適用できるように、ここを修正して内容に賛成したいと思うのですが、修正案というのはいかに出せばよろしいのですか。
- 出口委員：修正案以前に、その意見に反対なので、修正案の協議をする段階ではないと思います。私の意見を述べます。この議員のものとは別に二つ出ていますよね。市長等特別職と職員のもの。人事院勧告に基づいて引き上げられると。遡及ですよ、全部。これは昇給ではなく、適正化、人事院がいろいろ分析した上で適正化をして遡及させているだけで、別に昇給しているわけではない。あと、この三つですね。一般職と市長・副市長とかの特別職—教育長も入るのかな。あと議員。バランスも大事だと思うんですよ。議員だけ報酬が低くて、ほかの二つは普通に適正化されて上がっていくと。ますます調査能力は下がるんじゃないかと。現に、私この事件でもいろいろ経費を使いましたし、

結構大変でした。そういうことで、ほかの市長にしても、残念ながら部課長にしても、監督指導責任と、理由がきちんと付されて減給となっている。自分としてはもどかしいとか、そういう理由—それは理由になるのですか。個人的な理由で決めるのは私は反対です。普通にやってもらいたいです。

○村尾委員：出口委員は、市長等・職員は人事院勧告に基づいて。だから議員報酬も勧告に基づいてだろう、というふうなおっしゃりかたですけれども、市長や職員は給与ですよね。それで、我々は報酬をいただいているので、同じ期末手当と表現されていても性格が違うと思います。ですので、個人の思いと言われるかもしれませんが、やはり議会も、ある意味、襟を正すというか、今後のチェック機能を高めていくんだという、その決意を表明するためにも。それで、次期からは顔ぶれが変わるわけですから、現職の議員については、今回は辞退するという形を取ったらよろしいかと思えます。

○出口委員：今の村尾委員の反論には、2点の論点が混ざっているんですね。職員と議員は違うと。その点は毎回反対をして。確か、前は岩永議員が反対討論をして、やはり全体のバランスということは非常に重要だから、ということで可決したわけです。結局、不祥事が起きて市民の皆様があまりよく思っていないからとか、そういう理由ですよね、結局。ちゃんとした理由を言ってください。だから、職員と議員が人事院勧告に基づいて、前回は同じように村尾委員が反対して、大多数の方が賛成するという形で、討論までして理由も述べられて決定したわけですよね。今回に関しては、不祥事があったから議員にも責任がある、ということですよね。その責任の内容を明確に述べてください。チェックしきれなかったと言って・・・できないです、はっきり言って。不可能です。再発防止について、今後議会として努力していくことが責任だと思います、議員としての。

○村尾委員：じゃあ、議会としてどうやったらチェックできるかということは、これから本当に考えていかなければならないことだと思います。それで、たとえば職員、市長においても監督責任が至らなかったということで、減給の処置をしたり、訓告をやったと思うのですが、しかし議会は何もしなくてもいいのか、というと、職員でも一同グループの方でもチェックしきれなかったことを議会がチェックできるかということ、それは不可能だったとは思いますが。しかし、そういう職員体制について、ちゃんと把握しなかったという悔恨が残ります、私としてはね。やっぱり議会もそういう業務内容についてもある程度チェック、監査できるような体制をとっていくべきだと思うのですが、それをどうやったらできるかということについてはこれからの、本当の検討課題だと思います。見逃してしまったということについては、ある程度の責任じゃないでしょうか。という意味で、それを表明するために施行を遅らせるということです。

○石田委員長：お二人の意見を聞くと双方の意見とも間違い、ということではな

いと思うのですが、考え方自体、本当に将来的に再発させないという意味で。ただ、今、起きてしまったことに関してどう責任を取るか、ということばかりではないと思うんですよ。意見も今、二通りとなっていますが、採決によって、委員会の判断はこうであったと。意見も議事録に残りますし、本会議のほうに提出するということになりますので、ここで本案について採決したいと思います。

採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決す。

【修正案：賛成少数、原案：賛成多数】

議案第20号 下野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

質疑・意見

○出口委員：これも先ほどの議案と同様に、市長の責任をさらに徹底するという意味であれば、村尾委員の言われるように、政治に携わる者として、これも保留という結論になってくるのかと思うのですが、趣旨が全然違うので。すでに罰したからとか、減給したからとか、そういうことではなく、人事院勧告に基づく適正化の手続きであって、市長の責任の問題とこういうものを一緒にたにされる考えを私は取らないので、私は賛成です。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第21号 下野市職員の給与に関する条例及び下野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

質疑・意見

- 磯辺副委員長：任期付職員は現在いるのか。
- 総務人事課長：下野市では今のところいない。
- 磯辺副委員長：任期付職員の方は下野市の職員になると、ご自分の専門的な仕事を兼ねることができるのか。
- 総務人事課長：ほかに仕事を兼ねるということはできないと思う。
- 村尾委員：本会議での説明では、今回の改正でフレックス制を導入するためでもあるというような趣旨の説明を受けたような気がするのだが、これはフレックス制を導入するための条項というものが入っていることになるのか。
- 総務人事課長：第6条第4項で、「休暇等条例第3条第1項及び第4項、第4条並びに」という所がフレックスタイム制を指している。
- 村尾委員：制度的には、以前からフレックス制を導入できることになっていた

かと思うが、現在、市職員でフレックス制を適用している方は何人くらい、どの部署にいるのか。

- 総務人事課長：フレックス制を採用している職員は今のところゼロである。
- 村尾委員：確か、定員適正化計画を見直した中で、フレックス制についても進めていくような表現があったと記憶しているのだが、今後の予定はどのような考えか。超過勤務との関係もあるかと思うが。
- 総務人事課長：フレックスタイム制については、必要に応じ職員に取ってもらうよう周知をしているが、まだ完全にフレックスタイム制をとるまでの職員はいないということで、短時間の勤務を取得しているものはいるが、完全なフレックスタイム制を取っているものはいない。周知は努めていきたいと思うが、フレックスタイム制を導入するのが本人にとって有利な方はそちらのほうで取得していただきたいということになる。
- 村尾委員：本人が希望をすればできるということか。
- 総務人事課長：本人が希望すればフレックスタイム制を取得できるということになる。
- 磯辺副委員長：この改正条例の中に、1.5%の減額措置の廃止も入っているのか。入っていると。これを廃止するのはわかるのだが、55歳を超える職員の給料1.5%の減というのは、ずっとやっていたわけですよね、今まで。これは何の理由でやっていたのか。
- 総務人事課長：23年4月1日からやっているが、人事院勧告に基づいているのだが、理由については申し訳ないが今はわからない。
- 磯辺副委員長：1.5%の減給支給の措置を廃止することなので、目的や理由が解決したので、ということかなと思ったものですから、今回それを廃止するというのは、目的どおりになってきたのでということですよ。
- 総務部長：説明が十分でないかもしれないが、今回の人勧の文書は、55歳を超える職員、6級相当以上のものという、国の関係ですけれども、市の職員も同じようになるが、国は俸給表というものを使っていることであり、1.5%の減給支給措置及びその水準の引き下げの際の経過措置については、今回で目的を達したということで、廃止すると、人勧の骨子の部分の文章である。この根拠となる、なぜ1.5%減となったかということについては、忸怩たる思いがあるが、定かではない。

— 暫時休憩 —

- 総務人事課長：22年度の人勧の骨子では、民間給与との較差を解消するために月例給を引き下げということで、50歳代後半層の職員について1.5%引き下げということであり、それが解消されたということである。民間企業との較差

である。

- 総務部長：また、若手職員のほうへ給与関係を手厚くするために、その原資、予算全体をふやすことはできないので、上位の高給の者を下げることによって、若手のほうへ手厚くしたいと、そういうことが根拠である。その1.5%は今回、目的が達成されたので廃止するということである。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第22号 下野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び下野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

質疑・意見

なし

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第23号 下野市職員の修学部分休業に関する条例及び下野市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正について

質疑・意見

なし

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第24号 下野市国民健康保険税条例の一部改正について

質疑・意見

なし

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第25号 下野市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

質疑・意見

- 磯辺副委員長：住所地特例が75歳以上も続けられるように改正したとのことであったが、たとえば、神奈川県から下野市に引っ越していらした方が使う後

期高齢者医療受給者証は、神奈川県からお金が出るように使う、ということなのか。今まで後期高齢者医療は住所地特例ではなかったということか。

- 市民課長：今までも75歳以上の方が、たとえば神奈川のほうから栃木県に来た場合に、住所地特例、施設等に入った場合にはそのまま神奈川県の後期高齢者を使っていた。一方、75歳前、国保に加入しているときに神奈川県から栃木県に来て、75歳になった場合には、神奈川県の後期高齢ではなく、栃木県の後期恒例に入っていた。今回の改正により、75歳前に神奈川県から栃木県に来て、75歳になった時もそのまま引き続き神奈川県の後期高齢に入ることになる。逆に、栃木県から他県に75歳前に行った場合、この改正により75歳から栃木県の後期高齢に入るという形になる。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

【要望すべき事項】

- 出口委員：特記事項とか要望も全てひとまとめにした表現になりますが、今回のような公金詐取事件の再発を防止するため、再発防止策の徹底と職員の適正配置、なぜかという、現地調査で会計課では人手が足りないとか、そういうものが上がったり、やはり人手の絶対数の問題とかもあると思いますし、もちろん配置ですね。ということなので、最終的に人員数も含むのですが。初めから言いますと、今回のような公金詐取事件の再発を防止するため、再発防止策の徹底と職員の適正配置を含むさらなる業務改善を求める、と。文言は調整してください。そういった趣旨の特記事項をお願いしたいと思います。議会としても当然取り組むのですが、そのあたりも含めて記載のほうをお願いします。
- 磯辺副委員長：議会がチェックするのは不可能だとおっしゃったので、再発防止についても職員の中で、執行部の中でやっていただくことであって、私たちが直接チェックするというのは不可能であったというふうに先ほどおっしゃいましたよね。だから、私たちとしてはどんなことが起こっても結果責任を負うのではないかという気がするのですが、執行部に対しては再発防止策の徹底と職員の適正配置と業務改善を求めるという方向性は私も賛成です。すでに着手しておられますので。

5 その他

なし

閉会